



# 総合農場保証規格SMART 青果物に関する原則と基準

日本語版6.0\_2022年9月（疑義が生じた場合は英語版を優先します。）

公開日: 2024年3月8日

発効日: 2022年10月1日

第5.2版から置き換え: 2024年1月1日



## 目次

FV-SMART 1	内部文書化	4
FV-SMART 2	継続的改善計画	6
FV-SMART 3	人材管理および教育訓練	7
FV-SMART 4	外部委託(下請け業者)	9
FV-SMART 5	仕様書、サプライヤー、在庫管理	10
FV-SMART 6	トレーサビリティ	11
FV-SMART 7	並行所有におけるトレーサビリティ、および分別管理	11
FV-SMART 8	マスバランス	13
FV-SMART 9	リコールと撤収	14
FV-SMART 10	苦情	15
FV-SMART 11	不適合品	16
FV-SMART 12	検査機関による検査	17
FV-SMART 13	機器および装置	17
FV-SMART 14	食品安全方針宣言	19
FV-SMART 15	フードディフェンス	19
FV-SMART 16	食品偽装	20
FV-SMART 17	ロゴの使用	20
FV-SMART 18	GLOBALG.A.P.認証のステータス	21
FV-SMART 19	衛生	22
FV-SMART 20	働く人の健康、安全、福祉	26

FV-SMART 21	サイトの管理 .....	31
FV-SMART 22	生物多様性と生息地 .....	33
FV-SMART 23	エネルギー効率 .....	37
FV-SMART 24	温室効果ガスと気候変動 .....	39
FV-SMART 25	廃棄物管理 .....	40
FV-SMART 26	種苗 .....	43
FV-SMART 27	遺伝子組み換え作物(生物を含む) .....	45
FV-SMART 28	土壤と培地の管理 .....	46
FV-SMART 29	肥料とバイオスティミュラント .....	48
FV-SMART 30	水管理 .....	52
FV-SMART 31	総合的病害虫管理(IPM) .....	60
FV-SMART 32	農薬および特定防除資材 .....	63
FV-SMART 33	収穫後の取扱い .....	75

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 01	<b>内部文書化</b>		
FV-Smart 01.01	文書と記録を管理およびコントロールするための手順がある。	<p>要求事項の実施に影響を与える文書と記録を管理およびコントロールしていなければならない。</p> <p>(文書管理)システムは、以下を実証しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 文書と記録の作成、レビュー、承認および更新方法</li> <li>- レビューの実施方法と変更または修正の方法</li> <li>- (文書の)バージョンアップの方法</li> <li>- 関係者による関連文書類の利用方法</li> </ul> <p>文書化は、以下の要件を満たさなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 発行番号および/または日付で識別され、適切にページ番号が付けられている</li> <li>- 必要な範囲で具体的である</li> <li>- 定期的に見直し、関連する要求事項に継続的に適合していることを示している</li> <li>- 担当者が任命されている</li> <li>- GLOBALG.A.P.が定めた期間内に、本基準または基準文書の関連する修正を組み込むために改訂している</li> <li>- 配布前に権限のあるスタッフによって承認されている</li> <li>- 廃止になった場合、速やかに取り除かれている</li> </ul>	下位の義務
FV-Smart 01.02	審査対象の記録は現状を反映して更新している。記録は、さらに長い期間が要求される場合を除き、最低2年間保管している。	<p>生産者が審査目的で生成または作成するすべての記録は、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 安全に保管され、容易にアクセスでき、現状に合わせて更新されている</li> <li>- 最低2年間、または顧客により要求される場合はそれ以上保持される</li> <li>- 電子媒体では、(データは)有効であり、バックアップされている</li> </ul>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 認証機関(CB)による初回審査日の少なくとも3か月前から、または登録日からのいずれか長い方の期間を対象としている</li> <li>- 登録の対象となる各エリアおよびすべての活動の詳細について言及している</li> </ul> <p>個々の記録が欠落している場合、それらの記録に対応する各原則は不適合となる。例えば、1つの散布記録で散布日が欠落している場合、その原則に対して不順守または不適合が発せられなければならない。</p>	
FV-Smart 01.03	生産者は、本規格に対して、毎年最低1回の自己評価/内部監査を実施している。	<p>自己評価/内部監査によって、適合性を評価し、実施状況を確認し、改善の機会の特定を支援しなければならない。</p> <p>個別生産者の文書化された自己評価、または品質マネジメントシステム(QMS)を有するマルチサイト生産者と生産者グループの農場およびQMSの内部監査は、以下のとおりでなければならぬ:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 少なくとも年1回、認証機関(CB)による審査の前に実施している</li> <li>- 生産者、任命された担当者、またはコンサルタントによって、かつ/またはQMSの一部として完了している</li> <li>- 下請け業者(収穫および収穫後の取扱いを含む)を使用した活動も含め、規格/認証範囲(スコープ)に含まれるすべての該当する内容を含めている</li> <li>- 該当するすべてのサイトと生産物を評価している</li> </ul> <p>自己評価、は、すべての適用除外および不適合の上位の義務および下位の義務の原則と基準について観察された証拠に関するコメントを含んでいかなければならない。内部農場監査において、コメントは「GLOBALG.A.P.一般規則 - 生産者グループおよびQMSを有するマルチサイト生産者のための規則」に従わなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 01.04	自己評価/内部監査で検出された不順守に対処するために、有効な是正処置をとっている。	是正処置は文書化していなければならない。必要な変更はすべて実施しなければならない。該当するすべての上位の義務および該当する下位の義務の95%以上への適合が要求される。	上位の義務
FV-Smart 02	継続的改善計画		
FV-Smart 02.01	継続的改善計画を文書化している。	<p>生産者は、農作業(農場の運営)を評価し、本基準で評価された実施すべき要改善事項を特定していなければならない。これらの要改善事項は、最長3年間にわたる長期的な計画に含めていなければならない。</p> <p>継続的改善計画は、関連する自ら定めた目標で構成され、各目標に対する進捗状況をどのようにモニターするかを記述していなければならない。計画には以下を含むことができる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 改善目標の説明</li> <li>- 最初の目標設定日、およびその時点の状況</li> <li>- 計画した活動</li> <li>- 達成すべき結果、およびその達成見込み日</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 02.02	継続的改善計画を実施している証拠がある。	<p>継続的改善計画で定めた要改善事項の実施を裏付ける証拠がなければならない。</p> <p>証拠には、新しい手順や方針、データの共有(変化を数値化するため)、教育訓練などを含めてもよい。</p> <p>継続的改善計画は、文書化された証拠によって裏付けられなければならない。ファイルに保管される証拠には、以下を含めることができる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実績およびその評価日</li> <li>- 取り組みが成功した、または失敗した理由についてのコメント</li> <li>- 達成されなかった目標がある場合、その理由とさらなる措置の記述</li> <li>- 関連データのGLOBALG.A.P.事務局との共有</li> </ul>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 03</b>	<b>人材管理および教育訓練</b>		
<b>FV-Smart 03.01</b>	本規格の実施に影響を与える職務担当者の役割と責任を定めている。	<p>本規格の対象となる活動の実施に影響を与える職務担当者は、以下を含めて定めていなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 職務内容と役職</li> <li>- 連絡先</li> <li>- 不在時の代理</li> </ul> <p>働く人の健康、安全、および福祉に関する責任者として、1名の担当者を明確に定めていなければならない。</p>	下位の義務
<b>FV-Smart 03.02</b>	使用する資材に関する技術的な意思決定の責任者は、その力量を実証することができる。	<p>資材の使用(有機・無機を問わず、肥料や、収穫よりも前または収穫後に使用する農薬および特定防除資材(PPP)の量と種類など)に関する技術的な意思決定を担う者は、当該内容に関する力量を実証しなければならない。</p> <p>技術的な意思決定の責任を担う者が生産者、指定作業者または技術専門家である場合、その経験は、最新の技術的知識(例：技術文献へのアクセス、特定の研修への参加、有効な農薬および特定防除資材散布者免許など)によって補完していなければならない。</p> <p>技術的な意思決定の責任を担う者が外部の有資格アドバイザーである場合、技術的力量は、公的資格または特定の研修受講証明書によって実証しなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 03.03	働く人の教育訓練は、必要なスキルと力量を含んでおり、記録によって裏付けている。	<p>働く人は、担当業務の力量を実証できなければならない。</p> <p>特殊な訓練を必要とする作業には、農薬、消毒剤、農薬および特定防除資材(PPP)、殺生物剤、および/またはその他の有害物質の取扱いおよび/または投与、および機器の操作が含まれる。</p> <p>教育訓練の証拠には、出席記録、証明書、またはその他の関連資格が含まれる。</p> <p>下請け業者は、生産者から教育訓練を受けるか、過去の教育訓練または証明書により力量を実証することができなければならない。</p>	上位の義務
FV-Smart 03.04	すべての教育訓練活動が記録されている。	<p>導入または再教育訓練は記録していかなければならない。</p> <p>本規格および農業生産工程管理の実施に関連する教育訓練の記録は、以下を含まなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 教育訓練の日付と期間</li> <li>- 教育訓練の内容</li> <li>- 講師または教育訓練提供者の氏名</li> <li>- 受講者の氏名(例:受講者リストなど)</li> <li>- 参加の証拠(例:受講者の署名など)</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 04	外部委託(下請け業者)		
FV-Smart 04.01	生産者は、外部委託した活動が、提供されるサービスに関連する本規格の原則と基準に適合していることを確実にしている。	<p>外部委託したプロセスおよび/または下請け業者の利用を特定し、コントロールしている。</p> <p>生産者は、下請け業者が行う活動を監督し、本規格の関連する原則と基準に適合していることを確実にしなければならない。これは、少なくとも1つの下請け業者が利用されている各活動と時季に適用する。</p> <p>関連する原則と基準への適合の証拠は、評価を通じて収集され、認証機関(CB)による審査中に閲覧可能でなければならない。</p> <p>そのような評価を生産者が実施する場合、関連する原則と基準への適合の証拠を閲覧できなければならない。下請け業者は、本規格に関連する場合、生産者によるそのような評価を受けることを合意していなければならない。</p> <p>GLOBALG.A.P.が承認したCBは、下請け業者を評価し、以下の情報を記載した適合証明書を発行することができる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 評価日</li> <li>- CB名</li> <li>- CB審査員名</li> <li>- 下請け業者の詳細</li> <li>- 評価された原則と評価基準のリスト</li> </ul> <p>下請け業者に発行されたGLOBALG.A.P.事務局の公式承認のない規格の証明書は、本規格への適合性を示す有効な証拠とはならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 05</b>	<b>仕様書、サプライヤー、在庫管理</b>		
<b>FV-Smart 05.01</b>	食品安全に関連する資材とサービスの仕様書が閲覧可能である。	<p>本規格の実施と顧客要求への適合性が確認できる仕様書が閲覧可能でなければならない。</p> <p>仕様書は、毎年または変更が生じた場合のいずれか早い時点で見直さなければならない。</p> <p>これらの変更には、関連する場合、以下を含めることができる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- (該当する場合)包装材に関するサプライヤーの仕様書</li> <li>- サービス提供者(害虫駆除業者、検査機関など)として適切な免許または資格</li> <li>- 顧客要求事項の説明書</li> <li>- 定義された原材料の仕様書</li> </ul> <p>緊急時またはサプライチェーンが途絶した場合に、どのように代替サプライヤーを評価するかの説明書も閲覧できなければならない。</p>	下位の義務
<b>FV-Smart 05.02</b>	サイトの在庫を管理するために、在庫表を作成している。	<p>在庫表は、資材および製品が食品の安全性にリスクを及ぼさないこと、また保管期限が限られているものが正しい順序で使用されることを確実にしなければならない。在庫表は、購入資材(例:農薬および特定防除資材(PPP)、窒素肥料など)を考慮し、収穫前後の活動(例:塩素錠剤など)に適用しなければならない。在庫とみなされるものには、洗浄剤、肥料、農薬および特定防除資材を含むことができる。</p> <p>毎月の更新は必要ないが、使用または購入後1か月以内に在庫を算出していくなければならない。在庫の移動がない月は、在庫表を更新する必要はない。製品が中央管理部門によって配布される場合、記録は品質マネジメントシステム(QMS)で保持してもよい。</p>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 06	トレーサビリティ		
FV-Smart 06.01	すべてのGLOBALG.A.P.登録生産物は、生産された(および(該当する場合、取り扱われた)登録農場まで追跡可能である。	<p>文書化された識別およびトレーサビリティシステムにより、登録生産物は、登録農場やサプライヤーまで、またはオプション2の生産者グループの登録農場やサプライヤーまで遡ることができ、かつ直接の顧客まで追跡できなければならない(1つ川上および1つ川下)。</p> <p>収穫情報は、バッチやロットを、生産記録または具体的な生産者の農場に関連付けなければならない。該当する場合、生産物の取扱いも対象としていなければならない。</p> <p>トレーサビリティシステムの年次検証の記録は閲覧できなければならない。この検証は、実際のリコール・撤収を通じて、またはリコール・撤収テストの一環として行うことができる。</p>	上位の義務
FV-Smart 07	並行所有におけるトレーサビリティ、および分別管理		
FV-Smart 07.01	GLOBALG.A.P.認証プロセスを通じたすべての生産物を識別し、非認証プロセスを通じた生産物と分別するための有効なシステムがある。	GLOBALG.A.P.認証生産プロセスを通じたすべての生産物を識別し、非認証生産プロセスを通じた生産物と分別することが可能でなければならない。	上位の義務
FV-Smart 07.02	並行所有を登録している場合、GLOBALG.A.P.ナンバー(GGN)を、認証生産プロセスを通じたすべての最終生産物に表示する。	生産者が並行所有を登録している場合(すなわち、認証生産プロセスを通じた生産物と非認証生産プロセスを通じた生産物を一つの法人が並行所有している場合)、認証生産プロセスを通じた(農場でまたは生産物取扱い後に)最終消費者向けに包装・梱包するすべての生産物を、GGNで識別していなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		これは、オプション2の生産者グループのGGN、生産者グループのメンバーのGGN、両方のGGN、またはオプション1の個別生産者のGGNのいずれかとすることができます。GGNは、非認証生産プロセスを通じた生産物のラベル表示に使用してはならない。	
<b>FV-Smart 07.03</b>	認証生産プロセスと非認証生産プロセスを通じた生産物の正しい出荷を確実にするための最終確認を行っている。	この確認では、生産物を認証ステータスに応じて正しく出荷していることを示すために記録を作成していなければならない。	上位の義務
<b>FV-Smart 07.04</b>	異なる仕入先から購入した生産物を識別している。	<p>すべての登録生産物について、異なる仕入先(すなわち、他の生産者や販売業者)から購入した認証、および該当する場合は非認証の生産プロセスを通じた生産物の数量を把握するための手順を(事業の規模に適した形で)確立し、文書化し、維持していなければならない。</p> <p>記録には以下を含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生産物の詳細説明</li> <li>- GLOBALG.A.P.認証ステータス</li> <li>- 購入した生産物の数量</li> <li>- サプライヤーの詳細</li> <li>- (該当する場合)GLOBALG.A.P.認証書の写し</li> <li>- 購入した生産物に関連するトレーサビリティデータ/コード</li> <li>- 発注書および/または受領した請求書</li> <li>- 承認済みサプライヤーのリスト</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 08</b>	<b>マスバランス</b>		
<b>FV-Smart 08.01</b>	すべての登録生産物の販売数量についての記録が閲覧可能である。	認証生産プロセスおよび該当する場合は非認証生産プロセスを通じた生産物の販売量の詳細(内訳)を、すべての登録生産物について記録していなければならない。その際、特に販売量および生産物の詳細に注意を払うこと。本記録は、認証生産プロセスおよび非認証生産プロセスを通じた生産物の入りと出の整合性を実証しなければならない。	上位の義務
<b>FV-Smart 08.02</b>	すべての生産物について、数量(生産、在庫、および/または購入)を記録し、まとめている。	マスバランスの検証プロセスを容易にするため、業界で許容される反収と歩留りをはっきりさせた上で、すべての登録生産物について、入荷(購入した生産物を含む)、出荷(不良品、廃棄物、パルプなどを含む)、在庫(認証生産プロセスおよび該当する場合は非認証生産プロセスの両方)の量(体積や重さに関する情報を含む)を記録し、概要を維持していかなければならない。 マスバランスの検証の頻度は事業の規模に合わせて定めていかなければならないが、各生産物について少なくとも年1回行わなければならない。マスバランスを実証するための文書は、明確に識別されなければならない。認証機関(CB)による審査が収穫期中に行われる場合、前年の収穫のマスバランスデータを確認してもよい。これは、CBによる審査の前に準備していかなければならない。 バルク生産物(例:圃場から直接売り先にバルクで販売されるバレイショなど)を収穫から直接売り先に渡す場合、および/または生産物を圃場で直接コンテナに収穫して顧客に出荷する場合、「適用除外(N/A)」が可能である。マスバランスを適用除外した正当な理由を示さなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 09	リコールと撤収		
FV-Smart 09.01	市場からの生産物のリコールおよび撤収を管理するために文書化した手順があり、その手順を毎年テストしている。	<p>生産者は、以下を特定する文書化された手順がなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リコールおよび撤収につながる可能性のある出来事の種類</li> <li>- リコールおよび撤収の要否を決定する責任者</li> <li>- サプライチェーンの1つ川下に通知するためのしくみ</li> <li>- 要求された場合、関係当局への通知</li> <li>- (GLOBALG.A.P.事務局に連絡する可能性も含め)認証機関(CB)への連絡方法</li> <li>- 在庫の確認および対応方法</li> </ul> <p>この手順は、毎年有効性をテストし、リコールテストの結果を記録しなければならない(例:ロットを選択し、顧客まで有効に追跡できることを実証するなど)。</p> <p>リコールテストにおいて、顧客に実際に連絡する必要はない。現状を反映した電話番号および電子メールアドレスのリストがあれば十分である。</p> <p>過去1年間に実際にリコールおよび撤収が行われた場合、これらの文書類を適合証拠として提示してもよい。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 10</b>	<b>苦情</b>		
<b>FV-Smart 10.01</b>	本規格の対象となる内部および外部の問題に 関連する苦情処理手順を閲覧でき、運用してい る。	<p>本規格の対象となる問題に関連したすべての苦情の記録とフォローアップ を円滑にし、更にかかる苦情に関して取った処置を記録するための苦情処 理手順書がなければならない。</p> <p>生産者が、国および/または自治体の所管当局から、認証範囲に含まれる ことに関して調査を受けていると連絡があった場合、および/または処分の 対象となったことを通知された場合に、生産者が認証機関(CB)を通じて GLOBALG.A.P.事務局に通知することを、苦情処理手順に網羅していな ければならない。</p> <p>本規格(食品安全、働く人の満足度(ウェルビーイング)、環境保護など)に 関連し、GLOBALG.A.P.ブランドの評判と信頼性を危うくしかねない苦情 の場合、認証保有者は直ちにCBに通知しなければならない。</p> <p>生産者グループの場合、グループのメンバーは、完全な苦情処理手順は 必要なく、自分たちに関連する部分のみがあればよい。</p> <p>働く人は、本規格の対象となる内容について雇用主に苦情を申し立てること が許されなければならず、認証保有者はかかる苦情を文書化し、対 処しなければならない。</p>	上位の 義務
<b>FV-Smart 10.02</b>	働く人は本規格に関する自らの権利について知 らされており、また、働く人が報復を恐れること なく内密に苦情を申し立てることができる苦情処 理のしきみを利用でき、実施している。	働く人は、本規格の対象となる一般的な内容、現行の規則で認められてい る法的権利、および雇用主に対して苦情を申し立てることができることにつ いて(働く人の主要言語で)知らされていなければならぬ。 生産者は、農場の規模、働く人の種別、労働条件に適した、要求や苦情を 解決するためのしきみを持たなければならない。	上位の 義務

セクション	原則	基準	レベル
		<p>そのしくみは、守秘義務を伴い、利用しやすく、説明書(すなわち、申立先、申立方法、問題解決までの期間など)が、働く人が農場にいる間は常に利用可能でなければならない。(説明書は、しくみについて説明したピクトグラムまたは働く人の主要言語による表示で構成してもよい。)</p> <p>申し立てられた苦情事項を記録し、確認していかなければならない。</p>	
FV-Smart 11	不適合品		
FV-Smart 11.01	不適合品を管理し、取扱うための手順がある。	<p>不適合品の意図しない使用または出荷を防ぐために、保留・許可プロセスを含む文書化された手順がなければならない。</p> <p>生産物は、食品安全上の問題、品質上の問題、最大残留基準値超過、交差汚染の問題などにより不適合とみなされる場合がある。</p> <p>不適合品は、生産および取扱い中に識別しなければならない。不適合品は隔離し、適切に取り扱わなければならず、適切な最終用途(加工、飼料など)に転用する可能性もある。転用しない場合、その生産物は適切に廃棄していかなければならない。</p> <p>食品安全にリスクをもたらす生産物は収穫しない、もしくは廃棄しなければならない。廃棄した生産物および廃棄物は、生産物の汚染を避けるため、明確に指定された場所に保管していかなければならない。必要に応じて、廃棄物を識別するために表示を使用しなければならない。これらの区域は、清掃スケジュールに従って、定期的に清掃および/または消毒しなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 12	<b>検査機関による検査</b>		
FV-Smart 12.01	検査機関による検査は、業界の要求事項と整合した方法で実施している。	<p>食品安全に影響を与える指標の分析を利用する検査機関が、ISO/IEC 17025の要求事項に従って運営されていることを示す文書化された証拠がなければならない。現行のISO/IEC認証を有する検査機関が利用できない国、地域、または状況においては、代替の国/地域の検査機関の検証結果を提示してもよい。ISO/IEC 17025に従って運営されている検査機関がある国や地域では、本規格が要求する分析とリスク評価の裏付けにこれらの検査機関を利用していなければならない。</p> <p>分析には、水質、農薬および特定防除資材の残留物、環境モニタリング試料、微生物・化学・物理的汚染、その他該当するすべての検査を含んでいなければならない。検査機関は、技能試験への参加の証拠または該当する証明書(例:技能試験プログラムプロバイダーFAPAS®など)を提示できなければならない。</p>	下位の義務
FV-Smart 13	<b>機器および装置</b>		
FV-Smart 13.01	機器、用具、および装置は目的に適ったもので、メンテナンスされている。	<p>生産物と接触する機器、用具、および装置は、生産物と接触しても安全な材質で作られ、汚染を避けるために洗浄、消毒、メンテナンスができるよう設計、構築されていなければならない。</p> <p>機器、用具、および装置は、生産物と直接接触しないもの(はかり、農薬および特定防除資材(PPP)または肥料散布設備、温度計、pH計など)も、メンテナンスおよび日常的な検証を行わなければならず、該当する場合は少なくとも年に一度は校正していなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<p>機器のメンテナンス、(該当する場合)校正、修理は記録しなければならない。メンテナンス作業は、食品安全、環境、または働く人に対してリスクを及ぼしてはならない。</p> <p>農薬および特定防除資材用散布機器:(自動および手動の)農薬および特定防除資材用散布機器の校正是、過去12か月以内に正常に動作することを検証していなければならず、この検証は、(存在する場合)公的な検査制度への参加、または力量を実証できる者による実施、いずれかにより、証明または文書化していなければならない。</p> <p>灌漑/灌漑施肥設備:最低限、使用するすべての灌漑/灌漑施肥機器/技術について、年間のメンテナンス記録を作成していなければならない。</p>	
FV-Smart 13.02	生産物を汚染しない方法で機器を保管している。	機器(農薬および特定防除資材(PPP)または肥料散布装置、収穫機器、包装機など)は、生産物または収穫物の可食部に接触しうる資材を汚染しないよう、適切な方法で保管していなければならない。	上位の義務
FV-Smart 13.03	収穫物の積み込み、輸送、保管に使用する車両と機器は、用途に適しており、清掃し、メンテナンスしている。	収穫物の積み込み、輸送、保管に使用する車両と機器は、清掃およびメンテナンスをしていなければならず、生産物の汚染(動物の糞尿、こぼれた燃料など)を防ぐように保管していなければならない。 車両と機器は用途に適したものでなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 14	<b>食品安全方針宣言</b>		
FV-Smart 14.01	生産者は、食品安全方針宣言に記入し、署名している。	<p>生産者の食品安全方針宣言は、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- コミュニケーション、教育訓練、働く人からのフィードバック、測定可能な食品安全上の目標からなる食品安全文化の存在を支援している</li> <li>- 毎年記入し、生産者/食品安全担当管理者が署名している</li> <li>- 食品安全に影響を与える業務を担う者を示している</li> <li>- 繼続的改善、食品安全文化、資源の提供、関連する現行規制の遵守に対するコミットメントを示す文書証拠として機能している</li> <li>- 自己評価チェックリスト(オプション1の個別生産者用)の裏付けとなっている</li> <li>- オプション2の生産者グループメンバーおよびオプション1の品質マネジメントシステム(QMS)を有するマルチサイト生産者に代わって、中央管理部門により、またはQMSレベルで記入されている</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 15	<b>フードディフェンス</b>		
FV-Smart 15.01	悪意のある攻撃や汚染に関連するリスクに対処するため、フードディフェンスのしくみがある。	<p>このしくみには、以下を含まなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 故意による汚染または損害のリスクを考慮した、生産物の安全性に対する潜在的な脅威を特定するためのリスク評価</li> <li>- 特定された脅威を軽減するための手順</li> <li>- 働く人、来訪者および下請け業者に対して、フードディフェンス対策を支援する必要性についての教育訓練、標識、ピクトグラムなどによる意識づけ</li> </ul>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 16	<b>食品偽装</b>		
FV-Smart 16.01	食品偽装に関連するリスクに対処するしくみがある。	<p>このしくみには、以下の点を含まなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスク評価を実施し、生産者が不用意に不正な供給品や資材を購入する可能性のある状況、および生産者の最終製品や包装が不適切に使用される可能性のある状況を特定していなければならない。</li> <li>- 特定された脆弱性を軽減するための手順を整備していなければならない。生産者は、正規品の農薬および特定防除資材、種苗、包装資材を調達することにより、偽装発生のリスクを軽減していることを実証しなければならない。</li> <li>- 該当する場合、盗難と誤用を制限するために、ラベル表示と包装がどのように管理されているかの説明書が閲覧可能でなければならない。偽装の可能性を低減し、偽装への対応を明確にするための緩和策を文書化していなければならない。</li> </ul>	下位の義務
FV-Smart 17	<b>ロゴの使用</b>		
FV-Smart 17.01	GLOBALG.A.P.の文言、商標、QRコードとロゴ、GLOBALG.A.P.ナンバー(GGN)は、「GLOBALG.A.P.商標の使用:方針と指針」に従って使用している。	<p>生産者は、GLOBALG.A.P.の文言、商標、QRコードとロゴ、GGN、グローバルロケーションナンバー(GLN)、サブGLNを「GLOBALG.A.P.商標の使用:方針と指針」に従って使用している。GLOBALG.A.P.の文言、商標、ロゴは、最終生産物、消費者向けの包装、販売場所では決して表示してはならない。ただし、認証保有者は、企業間コミュニケーションにおいて、その一部または全部を使用することができる。</p> <p>認証機関(CB)による初回審査時点では、生産者がまだ認証取得していないため、GLOBALG.A.P.の文言、商標、ロゴは使用できず、生産者は最初の認証を取得するまではGLOBALG.A.P.認証取得済みと謳ってはならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 18	<b>GLOBALG.A.P.認証のステータス</b>		
FV-Smart 18.01	取引文書に、GLOBALG.A.P.認証ステータスおよびGLOBALG.A.P.ナンバー(GGN)を記載している。	<p>納品書、売上請求書、および必要に応じて認証生産プロセスを通じた資材および生産物の販売に関する他の文書には、認証書保有者のGGNおよびGLOBALG.A.P.認証ステータスを記載していなければならない。これは、社内文書においては義務ではない。</p> <p>生産者がグローバルロケーションナンバー(GLN)を持っている場合、登録プロセスでGLOBALG.A.P.事務局が発行するGGNの代わりにそのGLNを使用しなければならない。</p> <p>取引文書上、認証ステータスが明確に識別できれば十分である(例:「GLOBALG.A.P.認証品 [生産物名]」など)。非認証の生産プロセスを通じた生産物については、「非認証品」として識別する必要はない。</p> <p>認証生産プロセスを通じた生産物は、認証生産物として販売されたかどうかにかかわらず、認証ステータスの表示は義務付けられる。これは、認証機関(CB)による初回(これまで初めての)審査では、生産者はまだ認証を取得していないため、確認することができず、生産者は認証取得するまでGLOBALG.A.P.認証ステータスに言及できない。</p> <p>認証書保有者と直接購入者の間で、すべての出荷品が認証生産プロセスを通じた生産物のみであることを記載した有効な文書化された二者間合意がある場合に限り、「適用除外(N/A)」とする。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 19	衛生		
FV-Smart 19.01	農場には、文書化された衛生リスク評価がある。	<p>文書化された衛生リスク評価は、生産、収穫、取扱いを対象とし、該当する場合は、以下を網羅しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 物理的・化学的・微生物学的汚染物質、体液の流出(嘔吐、出血など)、該当する生産物およびプロセスに関連するヒト伝染病</li> <li>- 働く人、身の回り品、機器、衣類、包装資材、輸送、車両、生産物保管(農場内での一時保管を含む)</li> <li>- 生産環境(交差汚染の防止と食品安全の助けとなる設計とレイアウトを含む)</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 19.02	食品安全リスクを最小限に抑えるために、衛生手順を文書化し、実施している。	<p>衛生手順は、リスク評価に沿ったものであり、該当する収穫・収穫後の活動を含まなければならない。働く人、来訪者、下請け業者のための適切な衛生対策について、ピクトグラムや働く人の主な言語による標識で説明していかなければならない。</p> <p>保護具および衣類(スマック、エプロン、袖カバー、手袋、履物など)が必要な場合は、雇用主が提供し、食品安全リスクを最小限に抑える方法で洗い、メンテナンス、保管されなければならない。</p> <p>作業開始前やトイレ使用後など、汚染源となる可能性がある場合は必ず手指を洗浄していかなければならない。</p> <p>衛生手順では、体液による生産物の汚染、病状(嘔吐、黄疸、下痢など)の報告義務、病人の生産物への接触制限、職場復帰の方針を扱っていかなければならない。皮膚の切り傷は覆い、適宜、手袋を使用しなければならない。</p> <p>衛生手順への違反がないことを、視覚的証拠で示していかなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 19.03	農場で働くすべての人が衛生教育を受けている。	<p>衛生に関する基本的な教育訓練は、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 農場で働くすべての人(経営者、管理者を含む)に対して、毎年実施している</li> <li>- 新人全員に実施している</li> <li>- 必要な指示をすべて網羅している</li> <li>- 書面または口頭で、確実に理解できる形式で行われている(妥当であれば、書面なしの口頭とピクトグラムによる説明形式であってもよい)</li> <li>- 該当する場合、収穫および生産物取扱い作業における衛生手順に関する具体的な教育訓練を含んでいる</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 19.04	喫煙、(ガムを噛むことを含み)飲食は指定された場所に限定されている。	生産物の汚染を防ぐため、喫煙、(ガムを噛むことを含み)飲食は、衛生リスク評価で別段の指示がない限り、指定された場所に限定し、生産物取扱い区域や保管区域で許可してはならない。ただし、水を飲むことについては例外とする。	上位の義務
FV-Smart 19.05	働く人、来訪者、下請け業者のために、作業現場付近で清潔なトイレを提供している。	<p>生産・取扱い作業に提供される(固定式または移動式トイレを含む)トイレは、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生産物への潜在的な汚染のリスクを最小限に抑えるように設計および配置している</li> <li>- 清掃およびメンテナンスが容易な材質で構成している(汲み取り式の簡易型のトイレにも適用される)</li> <li>- 点検のために直接アクセスできるようにしている</li> <li>- 作業場所からの適切な近さ、すなわち徒歩または容易に利用できる移動手段でアクセスできる場所に配置している</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		施設内で生産および/または取扱いを行う場合、自閉式でない限り、トイレの扉は生産および/または生産物取扱い区域に直接開いてはならない。トイレは適切に清掃、メンテナンスし、備品を補充していかなければならない。また、該当する場合は、来訪者も設備を利用できなければならない。	
<b>FV-Smart 19.06</b>	生産物に直接触れるすべての働く人、来訪者、下請け業者のために手洗い設備が利用可能である。	<p>手洗い設備は、手が汚染源となる可能性がある場合に働く人がいつでも手をきれいにできるよう、アクセス可能で、清潔かつ衛生的な状態に維持していかなければならない。</p> <p>この設備は、交差汚染のリスクをもたらすことなく、トイレのできるだけ近くに配置していかなければならない。</p> <p>すべての手洗い設備は、無香料のハンドソープと手を乾かすための手段を備えていかなければならない。使い捨てタオルを可能な限り使用していかなければならない。タオルは、交差汚染のリスクをもたらさないものでなければならぬ。エアータオルと強制エアー式ハンドドライヤーは認められる。</p> <p>手洗いに使用する水は分析し、水質に関連するリスクを評価していかなければならない。使用する水は、常に飲料水の微生物基準を満たすものでなければならない。手洗い用水が飲料水の微生物基準を満たしていない場合は、手洗い後に消毒剤(例:アルコールベースのジェルなど)を使用しなければならない。生産物に触れる前に手指をきれいにするために、手指消毒剤のみを使用することは認められない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 19.07</b>	生産物汚染につながる可能性のある動物の活動を管理している。	生産区域内で、動物による生産物汚染の可能性を減らすために、適切な措置を講じなければならない。生産物汚染につながる可能性のある動物の活動の証拠がある場合、適切な措置を講じなければならない。野生動物を排除すること、または破壊的技術を使用して生産区域からすべての動物を取り除くことは、適切な措置とはみなされない。	下位の義務
<b>FV-Smart 19.08</b>	生産と収穫に使用する容器は洗浄され、メンテナンスされ、使用に適した状態である。	生産と収穫用の容器は、食品安全にリスクをもたらさない材質で作られ、洗浄とメンテナンスが容易な構造でなければならない。  再利用可能な容器は、使用前にきれいにしていなければならない。洗浄頻度を含み、衛生リスク評価に従い、頻度を含む洗浄スケジュールを文書化し、実施していなければならない。衛生リスク評価で要求された場合、洗浄手順に消毒を組み入れていなければならない。  収穫用容器は生産物専用に使用していなければならない(化学物質、潤滑剤、油、ゴミ、用具などの保管に使用していない)。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 20	働く人の健康、安全、福祉		
FV-Smart 20.01	リスク評価と教育訓練		
FV-Smart 20.01.01	働く人の健康と安全に関する文書化されたリスク評価がある。	<p>文書化されたリスク評価は、働く人のための施設と農場内の住宅を含む農場内の状況を反映するものでなければならない。リスク評価は、毎年、および働く人の健康と安全に影響を及ぼす変更が生じた場合(新しい機器、新しい農薬および特定防除資材(PPP)、栽培方法の変更、新しい健康リスクなど)にレビューし、更新していかなければならない。事件・事故を記録していくなければならない。</p> <p>危害要因の例としては、機器の可動部分、電気、車両の通行、可燃性物質、肥料、化学物質の暴露、過度の騒音、粉塵、振動、極端な温度、はしご、燃料貯蔵などが考えられる。</p>	上位の義務
FV-Smart 20.01.02	農場には健康と安全の手順がある。	<p>健康と安全の手順は、リスク評価で特定された事柄に対処し、農作業に適したものでなければならない。手順は毎年レビューし、リスク評価に変更があった場合は更新していかなければならない。</p> <p>農場のインフラ、施設、働く人のための農場内住居、機器は、働く人の健康と安全に対する危害要因を最小限に抑えるよう建設・メンテナンスしていかなければならない。</p> <p>事故・緊急時の手順は、作業区域、働く人のための施設および農場内住居を対象とし、緊急時対応計画、すなわち働く人が危険な状況から退避する手段を含まなければならない。リスク評価で要求される場合、緊急時用の設備はアクセス可能で、メンテナンスしていかなければならない。働く人の中でもよりリスクの高い者に配慮していかなければならない。事故が発生した場合は、必ずその原因を究明し、適切な予防措置を健康と安全の手順の改定に組み込んでいかなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 20.01.03	リスク評価に基づき、すべてのスタッフが健康と安全に関する教育訓練を受けている。	<p>働く人の健康と安全に関する基本的な教育訓練は、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 経営者と管理者を含むスタッフに対して、毎年実施している</li> <li>- 新人および既存のスタッフが知識の追加を必要とする業務に配属されたときに実施している</li> <li>- 必要な指示をすべて網羅している</li> <li>- 書面または口頭で、確実に理解できる形式で行われている(妥当であれば、書面なしの口頭とピクトグラムによる説明のみであってもよい)</li> <li>- 機器、生産物、または新しい活動の安全手順に関する教育訓練を含んでいる</li> <li>- 疾病、化学物質への暴露、緊急時対応手順、火災安全、働く人の健康保護に関する権利と責任など、事故対応、自然災害、働く人の健康に関する内容の教育訓練を含んでいる</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 20.02	危害要因と応急処置		
FV-Smart 20.02.01	事故・緊急時の手順を掲示し、周知している。	<p>事故・緊急時の手順に基づく指示は、働く人、来訪者、下請け業者のために、アクセスしやすく、見やすい場所に明確に掲示しなければならない。これらの指示は、働く人の主な言語による表記および/またはピクトグラムにより利用可能でなければならない。</p> <p>手順は以下を網羅/特定していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 農場の住所、地図、またはその他の位置情報(例:GPS 座標など)</li> <li>- 連絡担当者</li> <li>- 関係各所の電話番号の最新リスト(すなわち、警察、救急車、病院、消防署、サイト内または搬送先の救急医療へのアクセス、および電気、水道、ガスの供給業者)</li> <li>- 該当する場合、緊急避難手順</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<p>常設のわかりやすい標識により、潜在的な危険要因を示さなければならぬ。非常口と避難経路の標識は、これらが常に開放され、利用可能で、障害物がない状態であることを示していなければならない。</p> <p>該当する場合、これには、廃棄物置場、可燃物貯蔵施設(燃料タンク、プロパン/天然ガスタンクなど)、農薬および特定防除資材(PPP)保管庫、水域、その他特定された物理的危険要因も含む。</p> <p>警告標識は、働く人の主な言語による表記および/またはピクトグラムで掲示していなければならない。</p> <p>その他の情報として以下を含む場合もある:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最短距離にある通信手段(電話、ラジオ)の場所</li> <li>- 地域の医療サービス、病院、その他の緊急サービスへの連絡方法とその場所</li> <li>- 消火器の設置場所、および付近の水の有無</li> <li>- 化学物質、燃料、肥料の大型保管庫の場所</li> <li>- 非常口の位置と避難器具の操作方法</li> <li>- 電気、ガス、水道の緊急時の遮断方法</li> <li>- 事故と危険な事象の報告方法(場所、内容、負傷者数、負傷の種類)</li> </ul>	
<b>FV-Smart 20.02.02</b>	働く人の健康と安全に有害な物質に関する安全アドバイスがすぐに閲覧でき、利用可能である。	各有害物質の安全な取扱いに関する情報(ウェブサイト、電話番号、安全データシート(SDS)など)は利用可能でなければならない。	下位の義務
<b>FV-Smart 20.02.03</b>	作業現場近くのすべての常設の施設と圃場において、救急箱が利用できる。	救急箱は中身が揃い、かつ補充されている状態です(すなわち、現行の規制に従い、実施する作業に対して適切な状態を維持している)、すべての常設の施設に設置され利用可能であり、リスク評価で要求された場合、特定の車両(トラクター、車など)にも備えていなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 20.02.04	農場での活動が行われているときは、応急処置の訓練を受けた者が少なくとも1名、農場に常駐している。	本規格の関連する原則と基準に記載されているものを含め、生産と取扱いの活動が行われているときは常に、その場所に少なくとも1名の応急処置の訓練を受けた者(過去5年以内)を配置していなければならない。指針として、働く人50名あたり1名が訓練を受けているものとする。	下位の義務
FV-Smart 20.03	個人用保護具		
FV-Smart 20.03.01	働く人、来訪者、下請け業者は適切な個人用保護具(PPE)を装備している。	<p>個人用保護具は、法的要件事項、ラベルの指示、および/または所管当局の認可に従っていなければならない。個人用保護具は利用可能であり、適切に使用され、手入れが行き届いていなければならない。ラベルの要求事項および農場での作業に対するリスク評価の要求事項に適合することは、次の使用を含む場合がある: 適切な履物、防水服、防護つなぎ、ゴム手袋、マスク、呼吸用器具(交換フィルターも含む)、耳と目の保護具など。</p> <p>個人用保護具は、必要な時は常に、働く人、下請け業者(下請け会社が提供してもよい)、および来訪者に提供されなければならない。</p>	上位の義務
FV-Smart 20.03.02	個人用保護具(PPE)は、身の回り品に汚染リスクを与えないように、清潔な状態を維持し、適切に保管している。	個人用保護具は、使用目的と潜在的な汚染の程度に応じて清潔に保たなければならない。保護服は、身の回り品とは別に洗濯しなければならない。汚れた個人用保護具および損傷した個人用保護具は適切に廃棄していなければならない。個人用保護具は、化学物質による交差汚染を防止する方法で保管していなければならない。	上位の義務
FV-Smart 20.03.03	提供された個人用保護具(PPE)を働く人が使用していることを示す証拠がある。	<p>提供された個人用保護具使用していることを示す証拠がなければならない。</p> <p>使い捨ての個人用保護具を使用する場合、働く人のニーズに合致した手元の在庫を維持しているか、または新しい個人用保護具が速やかに調達・補充していることを示す記録が利用可能でなければならない。</p>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 20.03.04	必要に応じて適切な更衣室が利用可能である。	必要に応じて、衣服と保護服に着替えるために(現地の実状に合った)更衣室を使用していなければならない。個人用保護具(PPE)を衣服の上に着用する場合は、更衣室がなくてもよい。	下位の義務
FV-Smart 20.04	働く人の福祉		
FV-Smart 20.04.01	働く人の健康、安全、福祉に関する問題について、管理者と働く人の間でコミュニケーションが取れている。	健康、安全、福祉の問題に関する管理者と働く人の間のコミュニケーションは、開かれたもの(すなわち、脅迫や報復の恐れのない状態)でなければならない。  コミュニケーションは、定例会議、働く人のホットライン、匿名の投書箱、毎日の業務前の打ち合わせ、または個々の担当者ミーティングなどの形で行ってもよい。 非常に小規模な事業所では、家族間または限られた人数の働く人の間でコミュニケーションを継続的に行ってもよい。	下位の義務
FV-Smart 20.04.02	働く人は清潔な飲料水、食品置場、食事と休憩をする場所を利用できる。	働く人が農場内で食事をする場合は、食品を保管する清潔な場所と、食事をする場所を提供していなければならない。飲料水は、働く人に常に無償で提供していなければならない。働く人の飲料水へのアクセスは制限してはならない。休息や休憩のための指定場所を設けなければならない。	上位の義務
FV-Smart 20.04.03	農場サイト内住居は、該当する法的規制に適合しており、居住に適し、基本的なサービスと設備を備えている。	働く人の農場サイト内住居は居住に適し、安全な屋根、窓、扉、衛生的で安全な調理場があり、飲料水、トイレ、下水設備の基本的なサービスを備えていなければならない。  下水設備がない場合、現行の規制を遵守していれば浄化槽でもよい。	上位の義務
FV-Smart 20.04.04	働く人に提供している移動手段は安全である。	移動手段は働く人にとって安全であり、該当する安全要求事項と規制を考慮したものでなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 21	<b>サイトの管理</b>		
FV-Smart 21.01	すべての登録サイトについて、文書化されたりスク評価が完了している。	<p>リスク評価は、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 構造物を含むすべての生産サイトについて利用可能である</li> <li>- 少なくとも年1回、または変更が生じた場合(新たなリスクの出現、または新たなサイトや農作物の生産開始)にはレビューしている</li> </ul> <p>以下の事項を考慮しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生物学的、物理的、化学的危害要因(アレルゲンを含む)</li> <li>- 近隣または隣接するサイトから発生する微生物の交差汚染リスク</li> <li>- サイトの履歴(最低1年、推奨5年)</li> <li>- 予定された活動が隣接する農作物に与える影響</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 21.02	管理計画に運用の適切性に関するリスク評価で特定したリスクを最小限に抑える戦略を定めており、その計画を策定・実行し、定期的にレビューしている。	<p>管理計画は以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リスク評価とともに(毎年または変更が生じた場合に)レビューし、リスク評価で特定されたすべてのリスクに対処している</li> <li>- 特定されたリスクに対して実施するコントロール手段について記述している</li> <li>- 運用に適している</li> <li>- 食品安全リスクを最小限に抑えるための施設設計、清掃活動、防除、他の活動を支援している</li> <li>- 作業の配置と工程が意図された目的に適し、適切な構造を考慮し、食品安全リスクを最小限に抑えるように設計されていることを確実にしている</li> <li>- 効果的かつ目に見える形で実施されている</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 21.03	生産者には、生産に使用するサイトと設備を識別するしくみがある。	<p>以下を識別するしくみがなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- すべての圃場、果樹園、ブドウ園、温室、その他の生産区域</li> <li>- すべての水源、貯蔵・取扱い施設、農薬庫、管理区画、建物、および働く人の健康と安全、食品安全、または環境へのリスクをもたらす可能性のあるもの</li> </ul> <p>識別は、地図上で行うか、または各サイトで標識を使用してもよい。</p>	上位の義務
FV-Smart 21.04	サイトは整理整頓されている。	サイトは、生産物の汚染を防ぐように維持していかなければならない。生産サイトや保管場所のすぐそばに、廃棄物やゴミがないようにしていかなければならない。作業当日に発生した少量のゴミや廃棄物を指定場所に置くことは許容される。こぼれた燃料を含め、その他すべての廃棄物は処分していかなければならない。	上位の義務
FV-Smart 21.05	生産者は、農場を周囲の景観と影響しあう農業生態系の一部として認識している(ただし、生産者の法的責任は農場内にとどまる)。	<p>利用可能な証拠は、例えば、次のことを示すべきである:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 水管理において、生産者は農場の水がどこから来て、どこへ行くかを把握している。</li> <li>- 生物多様性管理において、生産者は農場内の生息地と農場外の景観をつなぐ水と緑の回廊(例:樹木など)を介して、農場がどのように生物多様性の保護と強化に貢献できるかを理解している。</li> <li>- セクター別あるいは作物別の取り組みなどにおける他の生産者や利害関係者とのプロジェクト、共同活動、協働について、生産者が認識している、または参加していることがわかる。</li> </ul>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 21.06	アレルゲンを取扱う、または保管する場合、その作業について文書化されたアレルゲン管理プログラムがある。	アレルゲン管理プログラムは、サイトで働く人が使用、保管、または取扱うアレルゲンを、現行の規制に基づきリストアップしていなければならない。該当する場合、作業ごとのリスク評価に基づき、保管、取扱い、積み込み、および出荷時のアレルゲンの識別と分別に対処する手順がなければならない。アレルゲン物質を含むことがわかっている製品または含む可能性のある製品は、生産国および販売先国のアレルゲン表示規制に従って表示していなければならない。	上位の義務
FV-Smart 22	<b>生物多様性と生息地</b>		
FV-Smart 22.01	<b>生物多様性と生息地の管理</b>		
FV-Smart 22.01.01	生物多様性の保護と強化を可能にするよう管理している。	<p>文書化された農場の生物多様性計画が利用可能でなければならない。これは、農場の状況に合わせて作成された一般的な計画であってもよい。この生物多様性計画は、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現地の法令を考慮し、農場の実態に即した計画内容である(露地、温室、垂直農法など)</li> <li>- 少なくとも以下の項目を含む。</li> </ul> <p>ベースライン: 生物多様性の初期状況      対策: ベースラインに基づき、生物多様性の保護と強化を可能にする方法      モニタリング: 対策の実施結果のまとめ      調整: モニタリング結果に基づく対策の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生産者の法的責任の範囲は農場内であることを認識しつつ、農場外の景観を考慮し、非公式な協働、公式プロジェクト、セクターやネットワークの取り組みなどを介して他の利害関係者との行動実施を推進している。</li> </ul> <p>生物多様性の保護に関しては、別紙の生物多様性ガイドラインが参考となる。</p>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。	
FV-Smart 22.01.02	生物多様性を保護している。	<p>生物多様性計画では、生物多様性を保護するために以下の1つ以上または類似の活動を実践していなければならない。例えば:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 総合的病害虫管理(IPM)</li> <li>- 人工照明が特に夜間に生物多様性に及ぼす潜在的な悪影響を軽減する対策の実施(例:渡り鳥や夜行性の生物多様性への潜在的な影響を軽減するのに役立つスクリーンや塗装ガラスなど)</li> <li>- 時季ごとの休耕の実施</li> <li>- 有益な捕食動物の保護区づくり</li> <li>- 圃場や温室近くに生息域を残す</li> <li>- 水界生態系に沿って生産区域間に緩衝地帯を作る、またはその他の水管理方法の実施</li> <li>- 輪作、減耕起または不耕起栽培、土壤侵食防止、その他の土壤管理方法により、土壤の健全性と土壤の生物多様性を実現</li> <li>- 農薬と肥料の使用量の最適化、また可能であれば削減</li> <li>- 生物種保護のための対策の実施</li> </ul> <p>生物多様性の保護に関しては、別紙の生物多様性ガイドラインが参考となる。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	下位の義務
FV-Smart 22.01.03	生物多様性を強化している。	地図、航空写真、農場での視覚的証拠、地方または国の所管当局、あるいは認可されたサービス提供者が発行した文書など、利用可能な証拠によって、生物多様性計画を実施しており、以下の1つ以上の方針などで生物多様性を強化していることを示すべきである:	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
		<p>1) 以下のいずれかの領域の一部を復元、改善、拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 森林、湿地、マングローブ、草地、泥炭地など</li> <li>b) 法的に保護されている地域、または他の手段により有効に保護されている地域(例:国際自然保護連合(IUCN)の関連するカテゴリーに属する保護地域など)</li> <li>c)「重点保護」(HCV)区と認められた地域</li> </ul> <p>2) 侵略的外来種の回避または防除</p> <p>3) 生産者およびパートナーによるその他の活動</p> <p>生物多様性の保護に関しては、別紙の生物多様性ガイドラインが参考となる。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	
FV-Smart 22.02	耕作不適地の生態学的改善		
FV-Smart 22.02.01	耕作不適地は、生物多様性を保護・強化するための生態学的重点地域として利用している。	<p>利用可能な証拠により、耕作不適地(低湿地、森林地帯、枕地、土壤が痩せている地域など)を生物多様性計画で対処し、生物多様性の保護・強化に利用されていることを示すべきである。</p> <p>前述の3つの原則と評価基準で用いた生物多様性に関する証拠は、農場内の耕作不適地に適用される場合、本原則においても許容される。</p>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 22.03	<b>自然の生態系や生息地の非農地化</b>		
FV-Smart 22.03.01	農場内(農場敷地内)において、2014年1月1日以降、法的に保護価値が認められた(または他の手段により有効に保護されている)地域を、農地または他の用途に転換していない。	<p>地図、航空写真、地方または国の当局あるいは認可されたサービス提供者が発行した文書など利用可能な証拠は、2014年1月1日以降、以下の特性を持つ農場(農場敷地内)の一部を、農地または他の用途に一切転換していないことを示していなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法的保護により用途の転換が禁止されている地域(国または地方の法令による保護地域、国際自然保護連合(IUCN)のカテゴリーに該当する地域、他の有効な手段による実質的な保護区域など)</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 22.03.02	農場内(農場敷地内)において、2008年1月1日から2014年1月1日の間に、農地または他の用途に転換された法的に保護価値が認められた(または他の手段により有効に保護されている)地域は、既に復元されているか、拘束力のある復元が実施中もしくは予定されている。	<p>地図、航空写真、地方または国の当局あるいは認可されたサービス提供者が発行した文書など利用可能な証拠は、2008年1月1日から2014年1月1日の間に以下の特性を持つ農場の一部(農場敷地内)を農地またはその他の用途に転換した場合、当該地の全範囲を回復するために、復元を完了している、または拘束力のある復元を実施中もしくは予定していることを示していなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法的保護により用途の転換が禁止されている地域(国または地方の法令による保護地域、国際自然保護連合(IUCN)のカテゴリーに該当する地域、他の有効な手段により保護されている地域など)</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 22.03.03	生物多様性の管理は測定指標で裏付けられている。	<p>適切な測定指標により、少なくとも以下を算出できる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 自然または半自然の生態系と生息地、法的に認められた保護地域、または他の手段により有効に保護されている地域の総面積(単位:ヘクタール(ha)または平方メートル(m<sup>2</sup>))(認証機関(CB)による審査年の1月1日現在)</li> <li>- 2008年1月1日から2014年1月1日の間に農業用またはその他の用途に転換された総面積(単位:ヘクタール(ha)または平方メートル(m<sup>2</sup>))(CBによる審査年の1月1日現在)</li> </ul>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 既に復元された総面積(単位:ヘクタール(ha)または平方メートル(m2))(CBによる審査年の1月1日現在)</li> <li>- 復元中の総面積(単位:ヘクタール(ha)または平方メートル(m2))(CBによる審査年の1月1日現在)</li> <li>- 拘束力のある復元計画の総面積(単位:ヘクタール(ha)または平方メートル(m2))CBによる審査年の1月1日現在) 該当する場合は、生物多様性の定性的および/または定量的指標を補足として算出することも可能である。</li> </ul> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。生産者グループおよび農場レベルでの測定指標に関する結果(データ)は、適合性を示すために利用可能であるべきである。</p>	
FV-Smart 23	エネルギー効率		
FV-Smart 23.01	農場でのエネルギー使用量をモニタリングしている。	<p>農場でのエネルギー使用量に関する記録(例:エネルギー消費の詳細を記した請求書など)がなければならない。生産者(または該当する場合、品質マネジメントシステム(QMS)管理者)は、農場内において、また農作業を通じて、どこで、どのようにエネルギーが消費されているかを認識していなければならない。エネルギー計測器がない場合(例:小規模生産者など)には、推定値でも構わない。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、QMSレベルの証拠でもよい。</p>	上位の義務
FV-Smart 23.02	モニタリングの結果に基づき、農場のエネルギー効率改善計画がある。	<p>エネルギー効率改善の機会を特定する文書化された計画が利用可能でなければならない。</p> <p>この計画は、生産者の実状に即して必要であれば、複数年にわたっても構わない。</p>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 23.03	エネルギー効率改善計画は、非再生可能エネルギーの使用量を最小限にすることを考慮している。	生産者は、非再生可能エネルギーの使用量を極力減らし、代わりに再生可能エネルギーを使用することを検討していなければならない。	下位の義務
FV-Smart 23.04	エネルギーの管理は測定指標で裏付けられている。	<p>適切な測定指標により、少なくとも以下を算出できる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- エネルギー源ごと/月ごとの農場の総エネルギー使用量</li> <li>- エネルギー源に占める再生可能エネルギーと非再生可能エネルギーの割合</li> </ul> <p>補足の計算として、例えば、以下を含むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 農場に入ってくるエネルギー量(例:送電網からなど)</li> <li>- 生産者レベルで生成されたエネルギー量(例:ソーラーパネル、燃料による発電など)</li> <li>- 農場から送り出されたエネルギー量(例:送電網へなど)</li> </ul> <p>測定指標は、エネルギー源、農場の様々な生産サイト、耕作中の土地面積(ヘクタール(ha))、時間の単位(例:栽培サイクルなど)、非再生可能および再生可能エネルギー源、生産に必要なエネルギー量(生産物1キログラム(kg)/生産面積haあたり)、および/または生産に必要なエネルギー量(生産物1kgあたり)に言及すべきである。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。生産者グループおよび農場レベルでの測定指標に関する結果(データ)は、適合性を示すために利用可能であるべきである。</p>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 24	<b>温室効果ガスと気候変動</b>		
FV-Smart 24.01	<p>農場は温室効果ガス(GHG)*の排出量の削減と大気からの吸収に貢献している。</p> <p>*温室効果ガス(GHG)排出量は、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、亜酸化窒素(N<sub>2</sub>O)、フッ素系ガスなどを指す。地球温暖化への影響がそれぞれ異なるため、CO<sub>2</sub>相当量(CO<sub>2</sub>e)として算出されることもある。</p>	<p>利用可能な証拠として、生産者が、例えばエネルギー、土壤の健康、肥料、食品廃棄物に関して、農場で温室効果ガス排出量の削減と大気からの吸収にどのように取り組むかについて認識と知識を持っていることを示すべきである。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	推奨事項
FV-Smart 24.02	農場では、土壤とバイオマス中の有機炭素の形成を促進している。	<p>利用可能な証拠として、生産者が土壤とバイオマス中の有機炭素の形成を可能にする農法を実施する準備をしている、または既に実施していることを示すべきである。例えば、以下のようなものである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 作物残渣管理(残渣の鋤き込み、残渣への播種)</li> <li>- 輪作におけるカバークロップの使用、輪作の多様化、最小限の耕起または不耕起</li> <li>- 肥料管理における養分流亡の削減</li> <li>- 生態系の復元</li> <li>- カーボンファーミングおよび土壤とバイオマスへの炭素取り込みの実践</li> </ul> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	推奨事項
FV-Smart 24.03	大気中の温室効果ガス(GHG)の削減と吸収に対する農場の貢献は測定指標で裏付けられている。	<p>適切な測定指標により、以下を算出できる：</p> <p>最低限として、農場での総エネルギー使用量の温室効果ガス換算値(単位: CO<sub>2</sub>e/ヘクタール(ha)/月およびCO<sub>2</sub>e/キログラム(kg)/月)。</p> <p>補足の計算として、例えば、以下を含むことができる：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- その農場について算出した他のエネルギー量の温室効果ガス換算値</li> </ul>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
		<p>- 土壤とバイオマス、カーボンファーミング、または環境フットプリントなどに関する温室効果ガス換算値</p> <p>測定指標は、農場の様々な生産サイト、単位時間(例:栽培サイクルなど)、生産物1kgあたりおよび生産面積1haあたりの温室効果ガスに言及すべきである。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。グループおよび農場レベルでの測定指標に関する結果(データ)は、適合性を示すために利用可能であるべきである。</p>	
FV-Smart 25	廃棄物管理		
FV-Smart 25.01	廃棄物管理のしくみを実施している。	<p>生産物または環境(大気、土壤、培地、および水)の潜在的な汚染に対処する廃棄物管理のしくみは、以下のとおりでなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 文書化されており、最新のものである</li> <li>- 該当する場合、農薬および特定防除資材、肥料、廃水、排水、包装資材を含む廃棄物の収集、保管、および処分に対処している</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 25.02	農場全域において、廃棄物や汚染源を特定している。	<p>農場のプロセスに関連する廃棄物になり得るもの(紙、段ボール、プラスチック、油など)、および汚染源になり得るもの(過剰肥料、排煙、油、燃料、騒音、廃液、化学物質など)を特定していなければならない。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	下位の義務
FV-Smart 25.03	すべてのフォークリフトおよびその他の自走式運搬車両は、清潔で手入れが行き届き、排ガスによる汚染を回避するのに適切な種類のものである。	施設内の運搬は、生産物の汚染を防ぎ、特に排ガスに注意して維持すべきである。フォークリフトおよびその他の自走式運搬車両は、電気またはガス駆動のものであるべきである。	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 25.04	軽油やその他の燃料油タンクの貯蔵区域は環境に配慮して安全である。	貯蔵区域は、環境へのリスクを軽減するように維持していなければならぬ。最低限の要件として、壁があり、液体が浸透しない区域で、その中に保管している最大のタンクの容積の少なくとも110%を収容できる。環境的に配慮が必要な地域では、最大タンクの容積の165%の容量がなければならない。	下位の義務
FV-Smart 25.05	有機廃棄物は、環境汚染のリスクを軽減するために適切な方法で管理している。	有機廃棄物は堆肥化し、土壤改良に使用すべきである。堆肥化の方法は、病害虫・雑草の残存によるリスクを軽減することを確実にすべきである。	推奨事項
FV-Smart 25.06	洗浄と清掃に使用した水は、環境、健康、および安全への影響を最小限に抑える方法で処分している。	汚染された機器(噴霧器、個人用保護具(PPE)、水冷機など)の洗浄で生じた廃水は、環境や人の健康へのリスクをもたらさない方法で廃棄していなければならない。排水は、水源にリスクをもたらしたり、給配水システムを汚染したりしてはならない。	下位の義務
FV-Smart 25.07	包装資材の破片や小片、その他の生産物以外の廃棄物は、圃場から除去している。	特定の圃場内プロセスが完了した後、包装資材の破片や小片、生産物以外の廃棄物を、生産サイトから除去しなければならない。	下位の義務
FV-Smart 25.08	プラスチックは責任ある方法で管理している。	農業生産で使用する耐久性のあるプラスチック製品および使い捨てプラスチック製品(1シーズン使用して廃棄するプラスチック)については、以下の視覚的な証拠がなければならない: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 作業者は、環境へのプラスチックの放出を最小限に抑える適切な手順と実践について教育訓練を受けている。</li> <li>- プラスチックの使用から回収まで、その信頼性を維持するために製造元の仕様を厳守している。これは、例えば、プラスチックの検査、メンテナンス、および交換を指す。</li> <li>- 回収した使用済みプラスチックは安全に保管し、環境に配慮した方法で処分している。</li> </ul>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 使用後のプラスチックは、可能な限りリサイクルまたは再利用している。</li> <li>- 可能であれば、プラスチックよりも環境的に持続可能な代替品の採用を検討している。</li> </ul> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	
<b>FV-Smart 25.09</b>	<p>食品廃棄物*の発生を防止・管理している。</p> <p>*食品廃棄物: 人による消費、動物の飼料、またはバイオベース資材として利用しない食品。</p>	<p>利用可能な証拠は、次のことを示している:</p> <p>余剰生産物**は、優先的に以下のいずれかの用途に振り向けるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 人による消費(加工用、ソーシャルフードサービス向けなど)</li> <li>- 動物の飼料</li> <li>- バイオベース資材</li> </ul> <p>食品廃棄物は、以下のいずれかの方法で目的の用途に振り向けるべきである:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リサイクル、堆肥化、および/または土壌への施用</li> <li>- 転用(例: エネルギー回収を伴う廃棄物の焼却など)</li> <li>- その他の方法による処分</li> </ul> <p>余剰生産物および食品廃棄物管理の証拠は、定量的な記録に基づくべきである(推定値でもかまわない)。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p> <p>**余剰生産物: 農場で栽培し収穫した(あるいは収穫せずに畑に残された)農産物で、顧客に流通していないもの。</p>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 26	種苗		
FV-Smart 26.01	該当する場合、種苗は、品種登録に関する法令に適合したもの入手している。	最低限、品種名、ロット番号、種苗業者名、および可能であれば種子の品質(発芽、遺伝的純度、物理的純度、種子の健康など)に関する追加情報を記載した証拠書類(空の種子パッケージ、植物の通関書類、パッキングリスト、請求書など)が利用可能でなければならぬ。種苗に関するGLOBALG.A.P.認証を取得している種苗業者から入手する場合は、適合とみなす。	上位の義務
FV-Smart 26.02	種苗は知的財産に関する法令に適合したもの入手している。	生産者が登録品種または台木を使用する場合、該当する知的財産権に関する規制に従って種苗を購入またはその他の方法で入手したことを証明する文書を、要求に応じて利用できなければならぬ。その文書は、ライセンス契約(種まき以外の方法を用いて増やすための親株などの場合)、品種名、ロット番号、種苗業者名を記載した文書または空の種子パッケージ、および過去24か月に使用したすべての種苗の購入量と出所を証明するパッキングリスト/納品書または請求書であってもかまわぬ。 注:植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)の植物品種データベースであるPLUTOデータベース( <a href="http://www.upov.int/pluto/en">http://www.upov.int/pluto/en</a> )および欧洲植物品種庁(CPVO)のウェブサイト( <a href="https://cpvoextranet.cpvo.europa.eu/">https://cpvoextranet.cpvo.europa.eu/</a> )上の品種検索は、世界中の品種を掲載しており、登録内容や知的財産権保護の詳細を品種と国ごとに提供している。	上位の義務
FV-Smart 26.03	農場内で育苗・増殖した種苗について、植物の健康をコントロールするしくみを運用し、記録している。	病害虫の目に見える兆候をモニタリングするしくみを含むコントロールのしくみが導入され、現状を反映したモニタリング記録が利用可能でなければならない。「育苗施設」という用語は、農場内で採取した接ぎ木資材を含め、種苗を生産するあらゆる場所を指していなければならない。該当する場合、モニタリングのしくみは、親株または原作物の圃場の記録と識別を	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		含んでいなければならない。恒常に、一定の頻度で記録を取らなければならぬ。栽培している樹木または植物が自家用のみ(すなわち販売しない)を意図している場合、モニタリングおよび育苗・増殖活動に関する農場内の記録で十分である。台木を使用する場合、文書作成により台木の由来に細心の注意を払わなければならない。	
<b>FV-Smart 26.04</b>	農場内で育苗・増殖した種苗に施用したすべての化学処理に関する最新の記録が利用可能である。	<p>農場内の育苗施設での育苗・増殖中に施用したすべての農薬および特定防除資材処理の記録が利用可能で、以下を含まなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 場所</li> <li>- 日付</li> <li>- 各資材の商品名、有効成分、および収穫前期間</li> <li>- 施用者名</li> <li>- 施用の妥当性</li> <li>- 施用量</li> <li>- 使用機器</li> </ul> <p>本原則と各基準は、種苗の処理が食品安全に影響を与える、主にサイクルの短い作物に適用される。育苗・増殖と実際の生産が長期間にわたるほとんどの果樹には当てはまらない。</p>	上位の義務
<b>FV-Smart 26.05</b>	購入した種苗の化学処理に関する情報が利用可能である。	<p>供給業者が種苗に使用した化学物質の名称を記載した記録は、要求に応じて利用可能でなければならない。これは、以下の形で提供することができる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 供給業者が維持する施用記録</li> <li>- 種子パッケージの記載情報</li> <li>- 施用した農薬および特定防除資材の名称を記載したリスト</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		生産者が、種苗に関するGLOBALG.A.P.認証、または同等の認証、もしくはGLOBALG.A.P.が認める認証を有する供給業者から調達する場合は、適合とみなす。 多年生作物は、「適用除外(N/A)」とする。	
FV-Smart 27	遺伝子組み換え作物(生物を含む)		
FV-Smart 27.01	遺伝子組み換え(GM)資材の使用と取扱いに関する手順が利用可能である。	遺伝子組み換え資材(作物と試料)の栽培方法および取扱い方法を説明する、実施され文書化されている手順が利用可能でなければならない。	下位の義務
FV-Smart 27.02	遺伝子組み換え作物および/または試料の栽培は、生産国の現行の規制を遵守している。	生産者は、生産国の現行の規制の写しを入手し、それを遵守していかなければならない。特定の組み換えおよび/または一意の識別子について記録していかなければならない。特別な栽培と管理に関する助言を得なければならない。	上位の義務
FV-Smart 27.03	生産者の直接の顧客に、生産物の遺伝子組み換え作物(GMO)ステータスを知らせている。	文書化されたコミュニケーションの証拠を保管し、直接顧客に供給するすべての生産物が合意された要求事項を満たしていることを検証できなければならない。	上位の義務
FV-Smart 27.04	遺伝子組み換え(GM)作物と従来の作物が予期せず混ざることを防いでいる。	遺伝子組み換え作物の識別と保管場所の信頼性について、目視による評価をしなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 28	<b>土壤と培地の管理</b>		
FV-Smart 28.01	<b>土壤の管理および保全</b>		
FV-Smart 28.01.01	生産者には、土壤の健全性を改善・最適化するための土壤管理計画がある。	生産者は、作物に必要な養分と土壤の肥沃度の維持を考慮していることを実証しなければならない。土壤分析の記録と作物固有の情報は、証拠として利用可能でなければならない。	上位の義務
FV-Smart 28.01.02	農場の土壤地図がある。	土壤のタイプは、土壤断面図、土壤分析、または地元(地域)の土壤分布図に基づいて、サイトごとに特定すべきである。	推奨事項
FV-Smart 28.01.03	可能な場合、一年生作物の輪作を実施している。	土壤構造を改善し、土壤由来の病害虫を最小限に抑えるために一年生作物の輪作を行う場合、定植日または作物や圃場の記録から検証できなければならぬ。先行する二年輪作の記録がなければならない。	下位の義務
FV-Smart 28.01.04	土壤構造を改善または維持し、ソイルコンパクションの可能性を減らすための技術を使用している。	土地に適した技術(根を深く張る緑肥作物、排水、サブソイラーハイドの使用、低圧タイヤの使用、トラムラインの使用、歓の固定など)を適用し、可能であればソイルコンパクションを最低限に抑えるか、一部分に限定するか、または完全になくしている証拠がなければならない。	下位の義務
FV-Smart 28.01.05	生産者は土壤侵食の可能性を減らすための技術を使用している。	(水、風などによる)土壤浸食を最小限に抑えるためのコントロール方法と改善策(マルチング、斜面での等高線に沿った作付け技術、排水対策、草または緑肥の播種、敷地境界の樹木や低木植栽など)の証拠がなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 28.02	<b>土壌の消毒</b>		
FV-Smart 28.02.01	土壌消毒剤の使用の正当性を示す文書がある。	土壌消毒剤の使用については、防除対象となる病害虫、場所、日付、有効成分、投与量、散布方法、作業者などの証拠と正当性を文書化していなければならない。臭化メチルは土壌消毒剤として決して使用してはならない。	下位の義務
FV-Smart 28.02.02	土壌消毒後、作付けまでの期間を遵守している。	作付け前期間を記録していなければならない。	下位の義務
FV-Smart 28.03	<b>培地</b>		
FV-Smart 28.03.01	生産者は培地のリサイクルに参加している。	生産者は、リサイクルした培地の日付と数量を記録すべきである。請求書/荷受伝票でもよい。利用可能なりサイクルプログラムに参加していない場合は、その正当性を示すべきである。農場外のリサイクルプログラムへの参加でもよい。	推奨事項
FV-Smart 28.03.02	再利用を目的として培地の殺菌に使用したあらゆる薬剤を記録している。	農場で培地を殺菌する場合、圃場、果樹園、温室の名称または呼称情報を記録していなければならない。 農場外で培地を殺菌する場合、 培地を殺菌する会社の名称と所在地を記録していなければならない。 すべての場合において、以下をすべて正確に記録していなければならない： <ul style="list-style-type: none"><li>- 殺菌の日付(年月日)</li><li>- 使用薬剤の名称と有効成分</li><li>- 使用機器(例:1000リットルタンクなど)</li><li>- 使用方法(ドレンチング、噴霧など)</li><li>- 作業者名(実際に薬剤を使用して殺菌を行った者)</li><li>- 作付け前期間</li></ul>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		適用可能で実施可能な場合、リサイクルする培地の殺菌は、蒸気または非薬剤の代替手段を使用しなければならない。	
FV-Smart 28.03.03	天然由来の培地は、指定保護区域から採取したものではない。	使用している天然由来の培地の出所を証明する記録がなければならない。これらの記録は、その培地が指定保護区域から採取したものではないことを実証しなければならない。 ピートの使用を減らせないか検討しなければならない。	下位の義務
FV-Smart 29	肥料とバイオスティミュラント		
FV-Smart 29.01	施肥記録		
FV-Smart 29.01.01	すべての肥料とバイオスティミュラントの施用に関する最新の記録がある。	水耕栽培および灌漑施肥システムを含め、各肥料(有機および無機)とバイオスティミュラントの施用について記録していなければならない。	上位の義務
FV-Smart 29.01.02	すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。	地理的な地域、および圃場、果樹園、温室の名称または呼称情報	下位の義務
FV-Smart 29.01.03	すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。	日付	下位の義務
FV-Smart 29.01.04	すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。	名称と種類	下位の義務
FV-Smart 29.01.05	すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。	量(該当する場合、施用率または濃度)	下位の義務
FV-Smart 29.01.06	すべての肥料散布の記録は以下を含まなければならない。	施肥を行った者を明確に特定するための個人または複数の施肥者名	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 29.01.07	肥料の管理は測定指標で裏付けられている。	<p>適切な測定指標により、以下を算出できる: 農場で施用したカリウム、窒素、リンの総量(単位:キログラム(kg)/作物、kg/月、およびkg/ヘクタール(ha)/月)。</p> <p>測定指標は、無機・有機肥料、時間の単位(例:栽培サイクルなど)、生産物1kgおよび生産面積1haあたりの施肥量に言及すべきである。 オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。生産者グループおよび農場レベルでの測定指標に関する結果(データ)は、適合性を示すために利用可能であるべきである。</p>	推奨事項
FV-Smart 29.02	保管		
FV-Smart 29.02.01	肥料とバイオスティミュラントを、食品の安全性を損なわない適切な方法で保管している。	<p>肥料とバイオスティミュラントは、農薬および特定防除資材(PPP)および収穫または包装された生産物とは別の、指定された場所に保管していなければならない。</p> <p>肥料(有機および無機)、バイオスティミュラント、農薬および特定防除資材間の交差汚染を防止していかなければならない。定義したリスクに基づいて、物理的障壁(壁、シートなど)を使用してもよい。</p> <p>農薬および特定防除資材と一緒に施用する肥料とバイオスティミュラント(微量要素や葉面散布用肥料など)は、両者を密閉容器に入れていれば、農薬および特定防除資材と一緒に保管することができる。</p>	上位の義務
FV-Smart 29.02.02	肥料とバイオスティミュラントを、環境汚染のリスクを軽減する適切な方法で保管している。	肥料(有機および無機)とバイオスティミュラントは、指定された場所に保管していかなければならない。水源の汚染を防ぐ適切な措置(コンクリート基礎、壁、漏れない容器など)を講じているか、水源から25メートル以上離れた場所に肥料を保管していかなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<p>必要に応じて、無機肥料(粉末、顆粒、液体など)を、気象の影響(日光、霜や雨、高温など)から保護しなければならない。リスク評価(肥料の種類、気象条件、保管期間、保管場所)に基づき、プラスチックの被覆が許容される場合がある。石灰や石膏を圃場に保管することは許容されている。安全データシート(SDS)記載の保管要件に適合している限り、バルク液体肥料を容器に入れて屋外で保管することができる。保管場所は、換気が十分で、雨水や激しい結露がない場所でなければならない。</p> <p>無機肥料は、廃棄物がなく、ネズミなどの繁殖場所とならず、こぼれや漏れを片付けられる場所に保管していなければならない。</p>	
FV-Smart 29.03	有機肥料		
FV-Smart 29.03.01	有機肥料のリスク評価を、使用目的に沿って実施している。	<p>有機肥料のリスク評価は、有機肥料の使用前に実施し、文書化していなければならず、以下の事項を考慮しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 有機肥料の種類</li> <li>- 処理(堆肥化)方法</li> <li>- 微生物汚染</li> <li>- 雑草・種子の含有量</li> <li>- 重金属含有量</li> <li>- 施肥のタイミング</li> <li>- 施肥場所(例:作物の可食部との接触など)</li> </ul> <p>手順は、世界保健機関(WHO)のガイダンスを考慮しなければならない。これは、バイオガスプラント由来の基質にも適用される。</p> <p>市販の有機肥料の場合、品質や含有量に関する添付証拠文書や証明書をリスク評価に代えてもよい。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 29.03.02</b>	有機肥料の施用から収穫までの間隔は、食品の安全性を損なっていない。	<p>記録により、堆肥化した有機肥料の施用から収穫までの間隔が、食品の安全性を損なわないことを示さなければならぬ。</p> <p>生の畜産糞尿を使用する場合は、土壤に混ぜ込まなければならない。収穫前期間を設定する際には、以下の最低要求事項に適合しつつ、使用する生の畜産糞尿の種類と使用目的に関するリスクを評価しなければならない：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 樹木作物(果実が土壤と接触しないように、最も低い位置の果実が地面から十分に離れている樹木で、低い灌木を除く)：生の畜産糞尿は、リスク評価に基づいて、芽が出る前またはより早い時期に施用しなければならぬが、収穫の60日前以降に決して施用してはならない。</li> <li>- 葉物野菜：収穫までの期間にかかわらず、作付け後に生の畜産糞尿を決して施用してはならない。</li> <li>- その他の作物：生の畜産糞尿は、収穫の少なくとも60日前に施用しなければならない。</li> </ul>	上位の義務
<b>FV-Smart 29.03.03</b>	農場では人糞尿を含む下水汚泥を使用することを禁止している。	人糞尿を含む下水汚泥は、登録作物の生産に決して使用してはならない。堆肥化または市販の製品に配合された人糞尿を含む下水汚泥の使用は、現行の規制に従った合法的な使用であっても、許可されない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 29.04	<b>養分量</b>		
FV-Smart 29.04.01	施用した肥料に含まれる主要養分(窒素、リン、カリウム)の含有量を把握している。	過去24か月以内に登録作物に使用したすべての肥料(有機および無機)について、主要養分の含有量(または公知の基準値)を詳述した文書化した証拠・ラベルが利用可能でなければならない。	下位の義務
FV-Smart 29.04.02	購入した無機肥料に、重金属を含む化学物質の含有量の証拠文書が添付されている。	過去12か月以内に登録作物に使用したすべての無機肥料について、重金属を含む化学物質の含有量を詳述した証拠文書が利用可能であるべきである。	推奨事項
FV-Smart 30	<b>水管理</b>		
FV-Smart 30.01	<b>水使用リスク評価と管理計画</b>		
FV-Smart 30.01.01	収穫までおよび収穫後に使用する水について、食品安全のリスク評価がある。	<p>屋内外の生産および収穫後の活動に使用する水について、文書化されたリスク評価がなければならない。この評価には、最低限、以下を含んでいなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地図、写真、図面(手描きでもかまわない)、またはその他の描写による水源、常設設備品、水系(貯水システム、貯水池、その他再利用のために回収した水を含む)の流れを特定し、その描写はサイト地図および農場内の呼称システムと関連付けられていなければならない</li> <li>- 該当する場合、過去の分析結果</li> <li>- 水使用のタイミング(作物の生育期間中または収穫後)</li> <li>- 物理的、化学的、微生物的汚染のリスク</li> <li>- 交差汚染のリスクを軽減し、給水のしきみに関するリスクに対処する方法</li> <li>- 水と作物の接触</li> <li>- 農作物の特性および生育期間またはその取扱い</li> <li>- 施肥、防除、または収穫後の施用で使用する水の水質</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 必要に応じて、汚染リスクを軽減するためにとられた措置(例:フェンスによる人間や家畜の侵入防止など)</li> <li>- 水質に関する許容範囲</li> <li>- 食品安全および使用目的の適合性への影響</li> <li>- 生産物と接触する収穫後の活動で使用する水について、シーズンごとまたは認証サイクルごとに、サンプルを施用点のできるだけ近くで採取した最低1回の分析要求(自治体の水源を使用する場合でも、最低1回の分析が要求される)。</li> </ul> <p>リスク評価は、毎年、および業務変更によりリスクが変化するたびにレビューしていかなければならない。</p>	
<b>FV-Smart 30.01.02</b>	農場(収穫までおよび収穫後)の水管理の環境への影響を評価するために、リスク評価を実施している。	<p>屋内外の生産および収穫後の活動に使用する水について、文書化されたリスク評価がなければならない。この評価は、最低限、以下が環境に与える影響と原因を特定しなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 水源</li> <li>- 給水システム</li> <li>- 灌溉方法</li> <li>- 農場でのその他の活動における重要な水利用</li> <li>- 自社の農作業が農場外の環境に与える影響</li> </ul> <p>リスク評価は、毎年またはリスクに変化が生じたときにレビューしていかなければならない。</p>	上位の義務
<b>FV-Smart 30.01.03</b>	水管理計画が利用可能である。	<p>文書化された水管理計画は、以下のとおりでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- レビューしたリスク評価に基づき、少なくとも年1回レビューしている</li> <li>- 灌溉設備およびその他の給水設備のメンテナンスの必要性を評価している</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- メンテナンスと修理をサポートするために必要な作業者への教育訓練を特定している</li> <li>- 地域灌漑システムへの参加を記録している場合、個別計画または地域計画のいずれかを作成している</li> <li>- 水質分析への言及を含んでいる</li> <li>- 水質に関して取られた是正処置を含んでいる</li> </ul>	
FV-Smart 30.01.04	農場内の水管理を農場外での活動で補完するための措置をとっている(ただし、生産者の法的範囲は農場内である)。	利用可能な証拠として、他の生産者、セクター別あるいは作物別の取り組み、非政府組織などとの共同活動など、隣接する集水域、流域、景観、あるいはそれ以外の利害関係者との水管理に関するプロジェクト、共同活動、協働について生産者が認識している(あるいは参加している)ことを示しているべきである。	推奨事項
FV-Smart 30.02	水源		
FV-Smart 30.02.01	法的に要求されている場合、農場レベルでの水使用について有効な許認可を取得している。	<p>所管官庁が発行した有効な許認可が、以下のすべてについて利用可能でなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 農業用水の取水</li> <li>- 貯水インフラ</li> <li>- 灌漑、生産物洗浄、浮力利用(フローテーション)プロセスを含むがこれらに限定されない農場内での水使用</li> <li>- 法的に要求されている場合、河川またはその他の環境的に配慮が必要な地域への水の排出</li> </ul> <p>これらの許認可は、認証機関(CB)による審査時に利用可能で、有効な日付でなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		要求されている場合でこれらを利用できないときは、生産者が積極的に許可を申請し、承認が進行中であり、該当する水源の使用を公式に禁止している明確な証拠がないことを証明しなければならない。	
FV-Smart 30.02.02	水に関する許認可に記載されている制限事項に適合している。	時間、日、週、月、あるいは年単位での取水量や使用率など、具体的な条件が許認可に設定されていることは珍しくない。取水量のモニタリングに使用する機器は、正確な測定値を提供するために適切な場所に設置していなければならない。これらの条件を満たしていることを実証するために、記録をつけ、利用可能でなければならない。	上位の義務
FV-Smart 30.03	農場での効率的な水利用		
FV-Smart 30.03.01	実行可能な場合、水を集め、必要に応じて再利用するための措置を実施している。	経済的かつ現実的に実行可能な場合、水を集めおよび/または再利用していなければならない(建物の屋根、温室などから)。 水の集めや再利用は、雨水だけを指してはいない。水路からの集めは推奨されない。	下位の義務
FV-Smart 30.04	貯水		
FV-Smart 30.04.01	貯水施設があり、水量が最も豊富な期間に有効活用できるように手入れが行き届いている。	利用できる水量が季節的に変動する地域に農場がある場合、利用できる水量が少ない期間に水を使用するための貯水施設があるべきである。これらは良好な状態で修理され、事故を防ぐために適切なフェンスで囲む/施錠すべきである。	推奨事項
FV-Smart 30.04.02	貯水は、食品安全上のリスクをもたらしていない。	貯水にタンク、貯水槽、その他の容器を使用している場合、貯蔵水または生産物へのリスクを特定していかなければならない。開放型の貯水容器の場合は、汚染の可能性に対処していかなければならない。容器は水の汚染源とならないようにし、容器内の水質は意図された用途に適したものでなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 30.05	水質		
FV-Smart 30.05.01	リスク評価に基づき、食品安全の観点から水の分析を行っている。	<p>リスク評価および現行のセクター固有の規格または関連規制に合致した頻度で、水の分析をしていなければならない。水の分析は水管理計画の一部とし、少なくとも年1回、またはリスク評価で要求されている場合(例: 環境制御型農業(CEA)による生産など)にはそれ以上の頻度で実施していなければならない。</p> <p>収穫後のプロセスで生産物と接触する水については、シーズンごとまたは認証サイクルごとに最低1回分析をしていなければならず、サンプルは可能な限り施用点の近くで採取していなければならない。自治体の水源を使用する場合でも、最低1回分析をしていなければならない。</p> <p>水質分析は、水システムの性質と範囲、生産範囲(生産物の種類、用途、収穫、取扱い、水源など)を反映したものでなければならない。異なる水源を使用している場合、それぞれのサンプルを採取していなければならない。</p> <p>サンプルは、水源を代表する場所から、通常はできるだけ施用地点に近いところから採取していなければならない。</p> <p>分析は、生産物に水を使用する時期、および最もリスクが高い時期に実施していなければならない。</p> <p>以下を含む、水質分析の文書化された手順がなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- サンプル採取の頻度</li> <li>- サンプル採取の責任者</li> <li>- サンプル採取の方法</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- サンプルを分析する検査機関</li> <li>- サンプルの採取場所</li> </ul> <p>すべての分析の記録を維持していなければならない。</p>	
<b>FV-Smart 30.05.02</b>	リスク評価の結果および水質分析の結果に基づいて是正処置を講じている。	<p>水リスク評価および現行のセクター固有の規格または関連規則により特定および要求される是正処置の証拠文書が利用可能でなければならない。処置は、リスクのレベルに基づいて講じていなければならない。</p> <p>水の使用から生じる生産物汚染のリスクを軽減するための方策には以下のようなものがあるが、これらに限定されない:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 使用前に水を処理している</li> <li>- 作物の収穫部位への水の接触を防いでいる</li> <li>- 給水の脆弱性を低減している</li> <li>- 病原体の濃度を確実に低下させるために、施用から収穫までの間に十分な時間を確保している</li> </ul> <p>これらの方策を実施する生産者は、生産物汚染のリスクへの対応がなされていることを実証しなければならない。</p>	上位の義務
<b>FV-Smart 30.05.03</b>	下水処理水の使用は、食品安全上のリスクをもたらすものではない。	<p>下水処理水の使用は、リスクを特定して効果的に軽減した場合に限られなければならない。作物の種類、生育状況、および作物の可食部との接触を考慮していなければならない。水の分析は、処理が一貫して有効であることを検証できる間隔で行っていなければならない。</p> <p>下水処理水や再生水を使用する場合、水質は現行の規制、または現行の規制がない場合は世界保健機関(WHO)発行の「廃水、排泄物、および家庭排水を安全に使用するためのガイドライン」(2006)に適合していなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<p>廃水処理における最低限の微生物処理性能目標の検証モニタリングのガイドラインは、WHO「廃水、排泄物、および家庭排水を安全に使用するためのガイドライン」の表4.5(第2巻、2006)および表2.9(第1巻、2006)に掲載されている。水質は、指標生物の量を測定することにより評価していなければならない。この目的のためには大腸菌(<i>E. coli</i>)が推奨されるが、他の現行の規制や業界標準では、糞便性大腸菌群の総数(total fecal coliforms)を参照することができる。より厳格な現行規制が存在しない場合、WHOが定めた100ml処理済み廃水あたり1000個以下の大腸菌という検証レベルをモニタリング目的で採用していなければならない。</p> <p>多くの現行規制では、親水用水、再生水、灌漑用水はより厳しい水質要求をされているため、リスク評価および裏付け文書作成において、目標とする水質の基準値に対処していなければならない。</p> <p>水が汚染される可能性がある場合(例:上流の汚染源など)、生産者は、その水が現行の規制と要求事項、または現行の規制が存在しない場合はWHOガイドラインの要求事項に適合していることを分析によって実証しなければならない。</p> <p>未処理の下水は、農作物には絶対に使用してはならない。</p> <p>下水処理水を使用しない場合は「適用除外(N/A)」とする。</p>	
FV-Smart 30.05.04	収穫時および収穫後に生産物と接触する水は、飲料水の微生物基準を満たしていかなければならない。	<p>収穫および収穫後の活動(冷却、輸送、洗浄など)で使用する(氷を含む)水は、飲料水の微生物基準を満たし、生産物の汚染を防止するように取り扱わなければならぬ。</p> <p>唯一の例外は、クランベリー畠で水を一面に張って収穫する方法(ウェットハーベスト法)であり、分析により、その水が生産物の微生物汚染源ではないことを確認していなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 30.05.05</b>	生産、収穫、収穫後に使用する循環利用水を、適切な頻度で交換または補充している。	生産、収穫、収穫後の活動で使用する水を循環利用している場合、該当する測定指標(pH、抗菌用添加剤の効果、濁度、目視評価など)に基づき、水の交換の適切な頻度を設定していなければならない。 循環利用水を使用していない場合は「適用除外(N/A)」とする。	上位の義務
<b>FV-Smart 30.05.06</b>	収穫時または収穫後に使用する処理水を適切にモニタリングしている。	収穫および収穫後の活動(例:冷却など)で使用する(抗菌用添加剤、オゾンなどによる)処理水は、処理プロセスのため、および測定指標が許容範囲内であることの日常的な検証のために、文書化したモニタリングシステムを守らなければならない。モニタリングは、リスク評価に基づいて設定した頻度で実施していなければならない。モニタリング中に測定した値は、設定した許容値の測定指標と比較していなければならない。許容範囲外の分析結果に対しては、是正処置を講じていなければならない。	上位の義務
<b>FV-Smart 30.06 灌溉量の予測および記録保持</b>			
<b>FV-Smart 30.06.01</b>	作物の灌漑量を計算し、最適化するためのツールを常に使用している。	生産者は、データ(現地の農業研究所のデータ、農場の雨量計、養液栽培用の排水トレイ、蒸発計、土壤水分含有率測定用のテンションメーター(水張計)など)に基づき、作物の灌水必要量を算出していることを実証できなければならない。農場内に計測用ツールを設置している場合、それらが有効かつ良好な状態であることを確実にするためにメンテナンスしていなければならない。 天水栽培作物のみ「適用除外(N/A)」とする。	下位の義務
<b>FV-Smart 30.06.02</b>	水の使用量を把握し、水の使用効率を高めるために特定した対策を講じている。	作物の灌漑/灌漑施肥用の水の使用量を記録し、その生産を支えるために必要な水量の推定値を示せなければならない。可能であれば、水の使用効率を高める方法を特定しなければならない。 オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 30.06.03</b>	水の管理は測定指標で裏付けられている。	<p>適切な測定指標により、以下を算出できる: 少なくとも、農場で農業生産に使用した水の月間総量(立方メートル(m<sup>3</sup>)/サイト/月)。また、特定の水源からの取水量もリストにすべきである。</p> <p>補足の測定指標として、例えば、以下を含むことができる: - ヘクタール(ha)あたりの使用した月間灌漑水量。 測定指標は、水源(雨水を除く)、時間の単位(例:栽培サイクルなど)、生産物1kgおよび生産面積1haあたりの水使用量に言及すべきである。 オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。生産者グループおよび農場レベルでの測定指標に関する結果(データ)は、適合性を示すために利用可能であるべきである。</p>	推奨事項
<b>FV-Smart 31</b>	<b>総合的病害虫管理</b>		
<b>FV-Smart 31.01</b>	総合的病害虫管理(IPM)の実施を、教育訓練やアドバイスにより補助している。	<p>技術責任者が生産者である場合、技術的知識(総合的病害虫管理技術文献へのアクセス、特定の研修への参加など)またはツール(ソフトウェア、農場での検出方法など)の使用により経験を補完していなければならない。</p> <p>外部のアドバイザーによる支援がある場合、管轄組織にその目的のために雇用された場合を除き、アドバイザーの公的資格や特定の訓練などによって教育訓練と技術的な力量を実証しなければならない。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。</p>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 31.02	生産者は、登録作物に影響を及ぼす関連する病害虫・雑草についての情報を得ている。	生産者は、登録作物に影響を及ぼす関連病害虫・雑草の存在と潜在的な被害を特定する知識を口頭で実証しなければならない。この実証は圃場で行うことができる。または、主要な登録作物に影響を及ぼす関連病害虫・雑草について、対応する作業者をどのように教育訓練しているかを生産者が説明することもできる。 オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。	上位の義務
FV-Smart 31.03	登録農作物に影響を及ぼす関連病害虫・雑草を管理するために農場レベルで使用する手段を記述した総合的病害虫管理(IPM)計画がある。	総合的病害虫管理計画は、登録作物に影響を及ぼす関連病害虫・雑草を管理するために、生産者が使用している、または使用を検討している手段を記述しなければならない。これには、以下を含まなければならない： <ul style="list-style-type: none"> <li>- 生産者または専門アドバイザーの判断に基づき、作物および特定の状況に対して適用しなければならない予防的、非化学的、化学的手法による段階的なアプローチ</li> <li>- 生産者が定義した行動基準値に従い、介入が必要かどうか決定するための病害虫・雑草のモニタリング</li> </ul> オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。	下位の義務
FV-Smart 31.04	生産者は予防策を講じている。	生産者は、登録作物(個別または作物群ごと)に対して、作物の活力を維持し、病害虫被害の発生と強度を弱め、それにより介入の必要性を低減できる生産方法の採用を含む、少なくとも2つの活動を実施している証拠を示さなければならない。	上位の義務
FV-Smart 31.05	生産者は、病害虫の管理を計画するために、登録作物のモニタリングを実施している。	生産者は、病害虫とその天敵がいつ、どの程度存在するかを判断するために、登録作物について少なくとも2つの活動を実施し、この情報を用いて必要な病害虫管理技術を計画している証拠を示さなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 31.06	生産者は病害虫を管理するための介入を行っている。	生産者は、農作物の経済的価値に悪影響を及ぼす病害虫に対して、具体的な介入を行った状況の証拠を示さなければならない。生産者は病害虫に対して何もせず、経済的損失を被ることも選択できる。可能であれば、非化学的アプローチを検討しなければならない。 生産者が介入しなかった場合は「適用除外(N/A)」とする。	上位の義務
FV-Smart 31.07	利用可能な農薬および特定防除資材(PPP)の効力を維持するため、耐性/抵抗性を生じさせないための推奨事項に従っている。	病害虫・雑草を繰り返し防除する必要がある場合、ラベルまたは他の情報源(利用可能な場合)のいずれかに示された耐性/抵抗性を生じさせないための推奨事項に従っている証拠がなければならない。化学的作用機序または農薬および特定防除資材が1種類しか存在しない場合、あるいは生産国または輸出国において使用が許可されているものが1種類しかない場合は、適切な代替品が入手できないため、製品タイプのローテーションができない場合がある。 耐性/抵抗性管理対策は文書化し、以下の点を考慮しなければならない: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 常に製品ラベルの推奨事項に従う。</li> <li>- 最適な散布品質を確保するため、低施用量での散布は避ける。</li> <li>- 利用可能な場合は、標的に対して有効な作用機序の異なる農薬および特定防除資材のローテーションプログラムや混合物を使用する。</li> </ul>	下位の義務
FV-Smart 31.08	生産者は、総合的病害虫管理(IPM)の結果を、総合的病害虫管理計画の学習と改善に活用している。	生産者が総合的病害虫管理計画を年単位で評価し、必要と判断された場合は改善策を導入している証拠がなければならない。  オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32	農薬および特定防除資材		
FV-Smart 32.01	農薬および特定防除資材管理		
FV-Smart 32.01.01	生産国で認可された農薬および特定防除資材(PPP)のみを使用している。	<p>生産国で認可された農薬および特定防除資材を使用していることを確実に確認するためのしくみがなければならない。</p> <p>証拠は、参照リスト(オンラインでもかまわない)、製品ラベル、または現行の規制の説明という形で示すことができる。生産国に公的な登録制度がない場合、生産者は国際連合食糧農業機関(FAO)の「農薬の流通と使用に関する国際行動規範」を参照していなければならない。</p> <p>現地の登録制度に従った、外挿による農薬および特定防除資材の使用は認められる(ガイドライン参照)。</p> <p>使用する(あらゆる有効成分組成を含む)市販品について、殺生物剤、ワックス、および収穫後の農薬および特定防除資材使用に関する地域や国の法令の変更に対応した最新の文書化されたリストが利用可能でなければならない。</p>	上位の義務
FV-Smart 32.01.02	農薬および特定防除資材(PPP)およびその他の処理を、製品ラベルの推奨事項に従って適切に施用している。	<p>生物的防除資材を含む農薬および特定防除資材が、特定の作物や意図された目的(すなわち、病害虫・雑草、または介入対象)に対して認可され、ラベルの推奨事項や公的な登録機関の公表に従って使用されることを確実にするしくみがなければならない。</p> <p>生産者が農薬および特定防除資材を適用外使用する場合、当該国で当該作物に対する当該農薬および特定防除資材の使用についての公式な承認を示す証拠がなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		すべての農薬および特定防除資材は、正確かつ適切にラベル表示されなければならない。	
<b>FV-Smart 32.01.03</b>	生産者は、近隣の圃場への農薬および特定防除資材(PPP)のドリフトを防ぐための積極的な手段を講じている。	生産者は、自圃場から近隣の生産区域への農薬および特定防除資材のドリフトのリスクを回避するために、積極的な手段を講じなければならない。これには、近隣で栽培している作物の知識、生垣の設置、散布装置のメンテナンスなどを含むが、これらに限定されない。	上位の義務
<b>FV-Smart 32.01.04</b>	生産者は、近隣の圃場からの農薬および特定防除資材(PPP)のドリフトを防ぐための積極的な手段を講じている。	生産者は、隣接圃場からの農薬および特定防除資材のドリフトのリスクを回避するために、例えば、望ましくない農薬および特定防除資材のドリフトのリスクを軽減する目的で、隣接圃場の生産者との合意形成や意思疎通を図ること、作付圃場の境界に植物による緩衝帯を作ること、および当該圃場において農薬および特定防除資材の残留物検査のサンプル採取数を増やすことなどによって、積極的に手段を講じるべきである。	推奨事項
<b>FV-Smart 32.02</b>	<b>施用記録</b>		
<b>FV-Smart 32.02.01</b>	農薬および特定防除資材(PPP)の施用について記録している。	農薬および特定防除資材、生物的防除資材、および収穫後の処理のすべての施用について記録し、以下を特定しなければならない: - 処理した作物および/または品種 - 施用場所(地理的区域、農場、および作物がある圃場、果樹園、温室または施設の名称/呼称情報) - 開始から終了までの正確な日付(年月日)(生産者は終了時刻を記録する必要はないが、終了日は常に記録しなければならない。終了時刻を記録しない場合、再入場までの期間は終了日の次日を起点に算出しなければならない。) - 登録商標名および有効成分、または有益な生物とその学名 - 製品ラベルに記載された収穫前期間、またはラベルに記載がない場合は公的な情報源による収穫前期間	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品の施用量(重量または体積)および濃度または施用割合</li> <li>- 使用した機器または散布装置の種類(背負い式散布機、空中散布、薬液灌注など)</li> <li>- 施用の理由(対象となる病害虫・雑草、状態など)</li> <li>- 施用者の氏名</li> <li>- 処理施用に関する意思決定と承認に関する技術責任者の氏名(1人の者がすべての使用を承認する場合、その者の詳細は1か所に記録するだけでよい)</li> </ul>	
FV-Smart 32.02.02	施用時の天候を記録している。	<p>処理の有効性や近隣作物へのドリフトに影響する現地の気象条件(風、晴れ/曇り、湿度など)を、すべての農薬および特定防除資材(PPP)の施用について記録していなければならない。これは、ピクトグラムのチェック欄の記入、文字による情報記載、またはその他の実効性のあるしくみにより記録することができる。</p> <p>施設栽培作物については、「適用除外(N/A)」とする。</p>	上位の義務
FV-Smart 32.02.03	農薬および特定防除資材(PPP)の管理は、測定指標で裏付けられている。	<p>適切な測定指標により、以下を算出できる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 使用した有効成分のリスト</li> <li>- 施用した有効成分の総量(単位:キログラム(kg)/作物、kg/月、kg/ヘクタール(ha)/月)</li> </ul> <p>測定指標は、農場の様々な生産サイト、時間の単位(例:栽培サイクルなど)、生産物1kgおよび生産面積1haあたりの有効成分量に言及すべきである。</p> <p>オプション2の生産者グループでは、品質マネジメントシステム(QMS)レベルの証拠でもよい。グループおよび農場レベルでの測定指標に関する結果(データ)は、適合性を示すために利用可能であるべきである。</p>	推奨事項

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.03	<b>農薬および特定防除資材の収穫前期間</b>		
FV-Smart 32.03.01	登録された収穫前期間を遵守していることを示す証拠がある。	生産者は、農薬および特定防除資材(PPP)の施用記録や作物の収穫日などの記録を用いて、作物に施用した農薬および特定防除資材の収穫前期間を遵守していることを実証できなければならない。特に、収穫が継続する場合には、その圃場、果樹園、または温室に、収穫前期間を確實に遵守するためのしくみ(警告表示、散布時間など)がなければならない。	上位の義務
FV-Smart 32.04	<b>空容器</b>		
FV-Smart 32.04.01	農薬および特定防除資材(PPP)の空容器は、保管・廃棄前に水で3回洗浄し、すすぎ液は環境へのリスクを軽減するような方法で廃棄している。	農薬および特定防除資材の容器の高圧洗浄装置を農薬および特定防除資材の散布機に設置するか、または各容器を廃棄前に最低3回すすぐことを文書化した指示がなければならない。  容器取扱い装置を使用するか、または散布機の作業者用の文書化された手順に基づき、空の農薬および特定防除資材容器のすすぎ液は、混合時に常に散布機のタンクに戻すか、または食品の安全性と環境を危険にさらさない方法で廃棄していかなければならない。	上位の義務
FV-Smart 32.04.02	農薬および特定防除資材(PPP)の空容器を、同一製品の補充・運搬以外の目的で再利用していない。	農薬および特定防除資材の空容器は、元のラベルに記載されているのと同一の製品を入れて運ぶ以外の目的で再利用したことではなく、現在もしていないことを示す証拠がなければならない。この容器が飲料水の運搬に使用される可能性がある地域では、廃棄前に容器に穴を開けていかなければならない。	上位の義務
FV-Smart 32.04.03	空容器は、廃棄が可能になるまで安全に保管している。	廃棄前のすべての農薬および特定防除資材(PPP)空容器用に、作物および包装資材から隔離され(例:常設の標識があるなど)、人および動物相の立ち入りが物理的に制限され、指定された安全な保管場所がなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.04.04	農薬および特定防除資材(PPP)の空容器は、人および環境へのリスクを軽減するような方法で廃棄している。	生産者は、廃棄前の安全な取扱いのしきみを使用し、人が内容物にさらされことなく、環境(水路、植物相、および動物相)の汚染を避ける廃棄方法を用いて、農薬および特定防除資材の空容器を廃棄していなければならぬ。	下位の義務
FV-Smart 32.04.05	利用可能であれば、公的な回収および廃棄システムを利用し、回収システムの規則に従い、空容器を適切に保管し、識別し、取扱っている。	公的な回収および廃棄システムがある場合、生産者が参加していることを示す記録がなければならない。農薬および特定防除資材(PPP)の空容器はすべて、空になったら適切に保管し、識別し、取扱っていなければならず、該当する場合は、公的な回収および廃棄制度の要求事項に従って廃棄していなければならない。	下位の義務
FV-Smart 32.04.06	農薬および特定防除資材(PPP)容器の廃棄または破壊に関するすべての現地の規制を遵守している。	農薬および特定防除資材の空容器の廃棄に関して、国、地域、および地方自治体の関連法令がある場合は、すべて遵守していなければならない。	上位の義務
FV-Smart 32.05	<b>使用期限切れの農薬および特定防除資材</b>		
FV-Smart 32.05.01	使用期限切れの農薬および特定防除資材(PPP)は、安全に保管し、識別し、認可または承認されたルートを経て廃棄している。	使用期限切れの農薬および特定防除資材を公的な認可を受けたルートで廃棄したこと示す記録がなければならない。これが不可能な場合、使用期限切れの農薬および特定防除資材は安全に保管し、識別できていなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.06	余った薬液の廃棄		
FV-Smart 32.06.01	余った混合済み薬液やタンクゆすぎ液は、責任を持って廃棄している。	全域でラベル上の基準量を超えない限り、余った薬液とタンクゆすぎ液を作物に施用することは、最優先の処分方法としなければならない。余った薬液やタンクゆすぎ液は、環境へのリスクをもたらさない方法で廃棄していなければならない。 農薬廃液を環境中へ放出してはならない。 記録していなければならない。	下位の義務
FV-Smart 32.07	残留分析		
FV-Smart 32.07.01	生産物が取引される販売先の市場についての最大残留基準値(MRL)に関する情報が利用可能である。	生産者またはその顧客は、生産物を販売する予定のすべての市場(国内および/または海外)の定めた、現行の該当する最大残留基準値のリストを有していなければならない。最大残留基準値は、顧客との間で意図する市場を確認しているやり取りを示すか、生産物が取引されることを意図する特定の国または国々を選択することで、特定していなければならない。	上位の義務
FV-Smart 32.07.02	すべての登録生産物のリスク評価が完了し、該当する市場の最大残留基準値(MRL)の要件を満たしている。	リスク評価は、すべての登録作物と農薬および特定防除資材(PPP)の使用に基づく最大残留基準値超過の潜在的なリスクを網羅していなければならない。 リスク評価では、以下の条件をすべて満たした場合、分析は不要と結論づけることができる: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 栽培期間中または収穫後の取扱い中に農薬および特定防除資材の使用がない</li> <li>- 顧客(加工業者またはその他の顧客)による残留試験の証拠</li> <li>- 独立した第三者(例: 認証機関(CB)の審査員など)または顧客が妥当性を確認したリスク評価</li> </ul>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
		<p>リスク評価で分析が必要と結論づけられた場合、採取するサンプル数、種類、場所、および頻度を記録していなければならない。</p> <p>生産物が他国へ輸出されるかどうかにかかわらず、生産国の最大残留基準への適合は要求される。輸出予定先の市場の最大残留基準値が生産国の最大残留基準よりも厳しい場合、これらの最大残留基準値に対処していることを示す証拠文書が必要である。証拠文書は、販売先国の規制への適合性を維持するために、農薬および特定防除資材の使用と最大残留基準値の分析結果に基づく輸出の決定を裏付けるものでなければならない。</p> <p>仲介業者がすべての出荷に責任を負い、販売先国が生産者のコントロール外にある場合、生産国の最大残留基準値への適合性を検証していなければならない。</p> <p>生産者は、リスク評価とサンプリングを、GLOBALG.A.P.承認CBによって評価され第三者が管理する農薬および特定防除資材残留物モニタリングシステム(RMS)に委託することができる。</p>	
<b>FV-Smart 32.07.03</b>	最大残留基準値(MRL)のサンプリング手順および試験手順が正しく守られている。	該当するサンプリング手順の適合性を実証する文書化された証拠が利用可能でなければならない。	上位の義務
<b>FV-Smart 32.07.04</b>	最大残留基準値(MRL)のサンプリングで認可されていない農薬および特定防除資材(PPP)が検出された場合の対処方法を記述した行動計画書が利用可能である。	<p>最大残留基準値の分析により、生産物での使用が認可されていない農薬および特定防除資材が検出された場合(生産国で登録されていない、生産物にラベル上の適用がないなど)の対処方法を記述した行動計画書が利用可能でなければならない。</p> <p>この計画では、原因を調査し、すべての食品安全リスクを軽減したことを確実にし、必要に応じて生産物の廃棄を手配するための手順を詳述していなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 32.07.05</b>	最大残留基準値(MRL)を超過した場合に取るべき措置を記述した行動計画書が利用可能である。	最大残留基準値の分析が最大残留基準値(異なる場合、生産国および販売先国の両方の最大残留基準値)を超過していることを示した場合にとる手順および行動を記述する行動計画書が利用可能でなければならない。行動計画は、顧客への連絡を含まなければならず、リコール/撤収手順の一環とすることができます。	上位の義務
<b>FV-Smart 32.08</b>	<b>その他の資材の使用</b>		
<b>FV-Smart 32.08.01</b>	どの項目にも該当しないその他のすべての資材について、現状を反映した使用記録がある。	<p>水、土壤、および水耕栽培/灌漑施肥システムに施用されるその他資材(植物成長促進剤、土壤改良剤、pH調整剤、自家製および購入した治療剤など)を記録していなければならない。記録には、資材名、作物名、圃場、日付、使用量を記載していなければならない。購入品の場合、該当する場合には商用名、有効物質または成分、または主原料(植物、藻類、鉱物など)を記録していなければならない。資材の登録制度が生産国に存在する場合、その資材は認可されていなければならない。</p> <p>生産国において当該資材の使用認可を必要としない場合、生産者は、使用により食品の安全性が損なわれないことを確実にしなければならない。</p> <p>利用可能な場合、記録には成分に関する情報を含まなければならない。</p>	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.09	<b>農薬および特定防除資材ストハーベスト処理資材の保管庫</b>		
FV-Smart 32.09.01	農薬および特定防除資材(PPP)、生物的防除資材、その他の処理製品を、関連するリスクを確実に管理する方法で保管している。	農薬および特定防除資材保管庫は以下のとおりでなければならない: <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国、地域、地方の現行の該当する法令をすべて遵守している</li> <li>- 交差汚染を防ぐため、生産区域、包装資材保管区域、居住区域、収穫物から離れた場所に設置している</li> <li>- 使用しないときは、安全性を保ち、施錠している</li> <li>- 農薬および特定防除資材の取扱いに関する正式な教育訓練を受けた者だけがアクセスできる</li> <li>- 適切に換気している</li> <li>- 目盛りのついた容器や校正済みの秤など、混合物の正確性を裏付ける測定機器を備えている</li> <li>- 使用可能なすべての農薬および特定防除資材を安全かつ効率的に取り扱うために、設備(バケツ、給水地点など)を備えており、清潔に保たれている(保管庫と場所が異なる場合、充填/混合区域にも適用される)</li> <li>- 登録作物に使用するすべての農薬および特定防除資材が、非登録作物に使用するもの(例:庭用薬剤など)と別に保管することを確実にしている</li> <li>- 農薬および特定防除資材を元の容器およびパッケージに収納している(破損した場合のみ、新しいパッケージに元のラベルの情報をすべて記載していなければならない)</li> </ul>	上位の義務
FV-Smart 32.09.02	農薬および特定防除資材(PPP)保管庫は、構造的に頑丈で堅固である。	使用ピーク時にすべての農薬および特定防除資材を収納するのに十分な保管容量がなければならない。保管スペースは作りがしっかりしていなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
<b>FV-Smart 32.09.03</b>	農薬および特定防除資材(PPP)の保管庫が、作業者にリスクを与えたり、交差汚染の機会を作ったりしていない。	農薬および特定防除資材とポストハーベスト処理資材の保管庫は、作業者に対する健康と安全上のリスクや交差汚染リスクを軽減するようにしていかなければならない。  液剤は決して粉剤または粒剤の上に保管してはならない。	下位の義務
<b>FV-Smart 32.09.04</b>	農薬および特定防除資材(PPP)は適切な温度で保管している。	保管温度はラベルの要求事項に従わなければならない。	下位の義務
<b>FV-Smart 32.09.05</b>	農薬および特定防除資材(PPP)保管庫内は明るさがある。	保管庫は、すべての製品ラベルが容易に読めるように、自然光または人工光で十分に照らされていなければならない。	下位の義務
<b>FV-Smart 32.09.06</b>	農薬および特定防除資材(PPP)保管庫は、流出した資材を貯留および管理できる。	流出に備え、棚は吸収性のある材質であってはならない(金属、硬質プラスチック、または不浸透性のシートで覆われたものなどにする)。  農薬および特定防除資材の保管庫は、貯留タンクを備えているか、または庫内で最大の液体容器の110%にあたる容量の槽で農薬の流出をせき止める構造になっており、保管庫の外部への漏れ、浸透や汚染が生じないことを確実にするものでなければならない。砂、ほうき、ちりとり、ビニール袋などの資材と道具は利用できなければならず、農薬および特定防除資材の流出専用に使用し、所定の場所に設置していかなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.10	<b>混合と取扱い</b>		
FV-Smart 32.10.01	リスク評価または製品の暴露や毒性に応じて、該当する農薬および特定防除資材(PPP)にさらされる作業者は、健康診断を受けることができる。	生産者は、農薬および特定防除資材に接触する作業者に対し、年1回または作業者の健康と安全のリスク評価に従って健康診断を受ける選択肢を提供していかなければならない。健康診断では、個人情報のプライバシーを尊重しなければならない。リスク評価は、健康診断の根拠となる特定の化学物質への暴露を識別するものでなければならない。政府の農業従事者プログラムまたはその他の制度を通じて健康診断が存在する場合、リスク評価において、高暴露作業者が保健医療を容易に利用可能であるとの正当性の根拠として、これらを利用することができる。作業者には、これらの保健サービスを利用する方法を知らせていかなければならない。	下位の義務
FV-Smart 32.10.02	農薬および特定防除資材(PPP)をラベルの要求事項に従って混合し、取扱っている。	農薬および特定防除資材の混合には適切な計量器具を使用し、適正な取扱い手順および充填手順に従わなければならない。	上位の義務
FV-Smart 32.10.03	事故対応手順書は、農薬および特定防除資材(PPP)/化学物質保管庫の近くで利用可能である。	すべての適切な情報と緊急連絡先の電話番号を含む事故対応手順書があり、事故発生初期段階での基本的な応急処置手順を記載していかなければならない。この手順は、農薬および特定防除資材/化学物質保管庫および指定された混合区域の近くで作業するすべての人が利用可能でなければならない。	下位の義務
FV-Smart 32.10.04	作業者の汚染事故に対処するための設備が利用可能である。	農場のすべての農薬および特定防除資材(PPP)/化学物質保管庫および充填/混合区域には、洗眼用品、作業場近くのきれいな水源、および関連する応急処置資材を備えた救急箱がなければならない。	下位の義務
FV-Smart 32.10.05	生産サイト間において、農薬および特定防除資材(PPP)を、安全かつ確実な方法で運搬している。	生産者は、環境または作業者の健康へのリスクを軽減する方法で農薬および特定防除資材を運搬することを確実にし、最善の業界慣行に従わなければならない。	下位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 32.10.06	農場には農薬および特定防除資材(PPP)施用後の再入場時期に関する文書化された手順がある。	<p>農薬および特定防除資材のラベルの指示に基づき、作物に使用する農薬および特定防除資材のすべての再入場期間を規定する明確で文書化された手順がなければならない(立ち入り禁止期間の開始と終了、立ち入り禁止期間の時間または再入場のための標識、入場方法、立ち入り禁止期間中の入場に関する例外、および圃場で要求される機器や時間などの標準的な作業手順)。リスクの高い作業者には、特別な注意を払っていなければならない。</p> <p>再入場時期が明記されていない場合、作物の表面の化学物質が乾くまで立ち入りを禁止していかなければならない。</p>	上位の義務
FV-Smart 32.11	請求書および調達の証拠文書		
FV-Smart 32.11.01	すべての農薬および特定防除資材(PPP)および収穫後処理資材の請求書および/または調達の証拠文書を保管している。	<p>違法および偽造の農薬および特定防除資材を回避するよう努めなければならない。</p> <p>使用および/または保管するすべての農薬および特定防除資材の請求書、調達の証拠文書、または納品書を保持していかなければならない。</p>	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 33	収穫後の取扱い		
FV-Smart 33.01	包装(圃場内または施設)および保管区域		
FV-Smart 33.01.01	収穫および包装した生産物は食品安全リスクを最小限に抑えるように保管している。	収穫したすべての生産物(包装済み生産物、バルク)は、衛生リスク評価に従って適切に保管し、汚染を防いでいる。	上位の義務
FV-Smart 33.01.02	包装した生産物の集荷、保管、流通のためのすべての場所を清掃し維持している。	すべての生産物の取扱いおよび保管施設ならびに設備(壁、床、搬送ライン、機械など)は、文書化された清掃およびメンテナンススケジュールに従って、定められた頻度で清掃およびメンテナンスしていかなければならない。メンテナンスは食品安全上のリスクをもたらしてはならない。清掃およびメンテナンスを記録していかなければならない。	上位の義務
FV-Smart 33.01.03	包装資材は、意図された用途に適し、資材を汚染から護る条件下で保管している。	包装資材(再利用可能なクレートを含む)は、意図された用途に適し、汚染や劣化から資材を護る条件下で保管していかなければならない。包装資材は、汚染リスクに対処していれば、屋外で保管することができる(例:プラスチックカバーで密封した包装資材など)。	下位の義務
FV-Smart 33.01.04	清掃用具、薬剤、潤滑剤などは、生産物の化学的汚染を防ぐ方法で保管および使用され、食品業界での使用が認められている。	生産物の化学的汚染を防ぐため、清掃用具、薬剤、潤滑剤などは、生産物から離し、指定された安全な場所に保管していかなければならない。  生産物と接触する可能性のあるすべての洗浄剤、潤滑剤などは、食品業界での使用を認可する文書化された証拠(特定のラベル記載または技術データシート)がなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 33.02	<b>異物</b>		
FV-Smart 33.02.01	生産物への異物混入を防ぐことを確実にするしくみがある。	虫、石、破片、ガラス、硬質プラスチックを含む異物が生産物に混入しないことを確実にするためのしくみがなければならない。  生産物の上に吊り下げたり、生産物取扱いで使用したりするガラス、硬質プラスチック、および類似の材料(電球、備品など)は、安全設計または保護/シールドしていなければならない。	上位の義務
FV-Smart 33.02.02	異物混入に対処するしくみがある。	ガラスや硬質プラスチックの破損(温室、生産物取扱い、調整、保管区域など)を含む異物混入に対処するしくみがなければならない。	上位の義務
FV-Smart 33.03	<b>温度・湿度コントロール</b>		
FV-Smart 33.03.01	コントロールした保管状態を維持している。	温度、(該当する場合)湿度、およびCA貯蔵の保管区域をモニタリングし、維持していなければならない。モニタリングを記録していなければならない。	下位の義務
FV-Smart 33.04	<b>害虫・害獣駆除</b>		
FV-Smart 33.04.01	害虫・害獣管理計画があり、実施している。	包装および保管区域における害虫・害獣のモニタリングとコントロールのための害虫・害獣管理計画を実施していなければならない。 また、害虫・害獣のモニタリングと是正プロセスが有効であることを示す視覚的な証拠がなければならない。	上位の義務
FV-Smart 33.04.02	害虫・害獣駆除の検査と実施した是正処置の記録がある。	モニタリングを行い、害虫・害獣駆除の検査とフォローアップの行動計画を記録していなければならない。	上位の義務

セクション	原則	基準	レベル
FV-Smart 33.05	<b>生産物のラベル表示</b>		
FV-Smart 33.05.01	最終生産物のラベル表示は適切である。	最終生産物の包装が認証範囲に含まれる場合、生産物のラベル表示は、販売予定国の該当要件および顧客仕様に従わなければならない。 顧客仕様に準拠していることを示す包装資材を顧客が提供してもよい。	下位の義務
FV-Smart 33.06	<b>環境モニタリングプログラム</b>		
FV-Smart 33.06.01	生産物取扱い区域では、リスクに基づく微生物環境モニタリングプログラムがある。	収穫後の活動が一連の工程に含まれる場合、生産物取扱い区域において、リスクに基づく微生物環境モニタリングプログラムがなければならない。このプログラムでは、清掃手順の有効性を評価し、潜在的な汚染源（水中、表面など）を特定することができていなければならない。リスク評価では、汚染の可能性がある区域（例：往来の激しい場所や清掃が困難な場所など）を決定していかなければならない。 環境モニタリングプログラムを有する環境制御型農業（CEA）は、生産物取扱いに限定せず、該当する生産活動に関する証拠文書を示さなければならない。	下位の義務

### Copyright

© Copyright: GLOBALG.A.P. c/o FoodPLUS GmbH, Spichernstr.55, 50672 ケルン, ドイツ. 変更を加えない場合に限り複写と配布を認めます。